

《令和3年度》 瑞浪市地域防災計画新旧対照表 【一般編】

修正箇所 (頁)		修正案	現計画	備考
目次	ii	第2章 災害予防計画・・・・・・・・23 第4節 防災組織整備計画・・・・・・・・27-1 第1項 非常参集体制の整備・・・・・・・・27-1 第2項 応急活動マニュアルの作成・・・・・・・・27-1 第3項 防災関係機関および民間事業者との連携・協力体制・・・・・・・・27-1 <u>第4項 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立</u> ・・・・・・・・27-2 <u>第5項 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進</u> ・・・・・・・・27-2	第2章 災害予防計画・・・・・・・・23 第4節 防災組織整備計画・・・・・・・・27-1 第1項 非常参集体制の整備・・・・・・・・27-1 第2項 応急活動マニュアルの作成・・・・・・・・27-1 第3項 防災関係機関および民間事業者との連携・協力体制・・・・・・・・27-1 (新規) (新規)	目次の修正
目次	iii	第13節 自主防災組織等の育成と強化 第1項 市民による自主防災組織の育成・・・・・・・・42 第2項～第5項 (略) 第6項 「地域」を単位としない自主防災組織・・・・・・・・43 <u>(削除)</u> 第14節 情報収集・伝達・保全体制の確立(略) 第15節 避難体制の確立・・・・・・・・46-1 第1項～第3項 (略) 第4項 避難所運営マニュアルの策定・・・・・・・・46-2 <u>第5項 避難情報の把握</u> ・・・・・・・・46-2 第6項 他市町村への広域避難・・・・・・・・46-2 第16節～第17節 (略) 第18節 ライフライン・生活支援対策 第1項 ライフライン施設の整備・・・・・・・・49-1 <u>第2項 備蓄の基本的事項</u> ・・・・・・・・49-1 第3項 住宅供給・補修体制の整備・・・・・・・・49-1 第4項 食料、飲料水、生活必需品の確保・・・・・・・・49-1 第5項 物資の集積場所・・・・・・・・49-2 <u>第6項 物資支援の事前準備</u> ・・・・・・・・49-2 第7項 罹災証明書の発行体制・・・・・・・・49-2	第13節 自主防災組織等の育成と強化 第1項 市民による自主防災組織の育成・・・・・・・・42 第2項～第5項 (略) 第6項 「地域」を単位としない自主防災組織・・・・・・・・43 <u>第7項 「災害から命を守る岐阜県民運動」への参画</u> ・・・・・・・・43 第14節 情報収集・伝達・保全体制の確立(略) 第15節 避難体制の確立・・・・・・・・46-1 第1項～第3項 (略) 第4項 避難所運営マニュアルの策定・・・・・・・・46-2 (新規) 第5項 他市町村への広域避難・・・・・・・・46-2 第16節～第17節 (略) 第18節 ライフライン・生活支援対策 第1項 ライフライン施設の整備・・・・・・・・49-1 (新規) 第2項 住宅供給・補修体制の整備・・・・・・・・49-1 第3項 食料、飲料水、生活必需品の確保・・・・・・・・49-1 第4項 物資の集積場所・・・・・・・・49-1 (新規) 第5項 <u>り</u> 災証明書の発行体制・・・・・・・・49-2	目次の修正

目次	iv	<p>第20節 要配慮者の安全確保対策 第1項～第7項（略） 第8項 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難対策 ・・・・・・・・52-1 <u>第9項 個別避難計画</u>・・・・・・・・52-2 第21節～第22節（略） 第23節 孤立地域防止対策の推進 第1項 <u>孤立予想地域の実態把握及び</u>通信手段の確保 ・・・・・・・・54-2 第2項～第5項（略）</p>	<p>第20節 要配慮者の安全確保対策 第1項～第7項（略） 第8項 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難対策 ・・・・・・・・52-1 <u>(新規)</u> 第21節～第22節（略） 第23節 孤立地域防止対策の推進 第1項 _____通信手段の確保 ・・・・・・・・54-2 第2項～第5項（略）</p>	目次の修正
1章3節1項	P4	<p>第3節 前提条件 第1項 自然条件 1 位置・面積 （略） 瑞浪市の位置 <u>*別紙第1のとおり変更する。</u> 出典：『瑞浪市統計書 令和2年版-概要版-』（瑞浪市企画政策課、令和3年3月）</p>	<p>第3節 前提条件 第1項 自然条件 1 位置・面積 （略） 瑞浪市の位置 出典：『瑞浪市統計書 平成24年版-概要版-』（瑞浪市総務部、平成24年12月）</p>	最新のデータに修正
1章3節1項	P5	<p>第3節 前提条件 第1項 自然条件 1～2 （略） 3 気象 瑞浪市は、1年を通して、四季に恵まれた地域です。<u>令和元年</u>の平均気温は15.6℃で、6月から9月は平均気温が20℃を超える一方、1月から2月は5℃以下になります。<u>令和元年の年間降水量は約1,600mmで、夏から秋にかけての降水量が多くなっています。</u> <u>令和元年の瑞浪市の気象</u> <u>*別紙第2のとおり変更する。</u></p>	<p>第3節 前提条件 第1項 自然条件 1～2 （略） 3 気象 瑞浪市は、1年を通して、四季に恵まれた地域です。<u>平成30年</u>の平均気温は15.6℃で、6月から9月は平均気温が20℃を超える一方、1月から2月は5℃を下回っています。<u>平成30年の年間降水量は約1,600mmで、例年に比し、3月から5月にかけて降水量が多くなり、9月には400mmを超える降水量がありました。</u> <u>平成30年の瑞浪市の気象</u></p>	前提条件の修正（自然条件）
1章3節2項	P6～P7	<p>第2項 社会条件 1 人口・世帯 瑞浪市の令和3年6月1日現在の人口は<u>36,743人（男17,900人、女18,843人）</u>、世帯数は<u>15,498世帯</u>となっています。人口の推移を見ると、平成15年以降、総人口は微減傾向にあると同時に、65才以上の老年人口の割合が増加しており、社会の高齢化を見据えた防災計画の立案が求められています。</p>	<p>第2項 社会条件 1 人口・世帯 瑞浪市の令和2年6月1日現在の人口は<u>37,048人（男18,073人、女18,975人）</u>、世帯数は<u>15,378世帯</u>となっています。人口の推移を見ると、平成15年以降、総人口は微減傾向にあると同時に、65才以上の老年人口の割合が増加しており、社会の高齢化を見据えた防災計画の立案が求められています。</p>	前提条件の修正（社会条件）

1章 3節 2項		<p>瑞浪市の人口の推移（各年10月1日現在） <u>*別紙第3のとおり変更する。</u></p> <p>2 交通 (1)道路 (略) (2)鉄道 東西にJ R中央本線が通っており、市域内には瑞浪駅と釜戸駅があります。<u>瑞浪駅から西は名古屋駅と48分で結ばれており、東は、令和9年に開業予定のリニア岐阜県駅（仮称）に近接する美乃坂本駅と20分で結んでいます。</u> <u>瑞浪市の交通網</u> <u>*別紙第4のとおり変更する。</u></p>	<p>瑞浪市の人口の推移（各年10月1日現在）</p> <p>2 交通 (1)道路 (略) (2)鉄道 東西にJ R中央本線が通っており、市域内には瑞浪駅と釜戸駅があります。<u>瑞浪駅と名古屋駅との間は約1時間で結ばれています。</u></p> <hr/> <p><u>瑞浪市の交通網</u></p>	前提条件の修正 （社会条件）																											
1章 3節	P8～ P9	<p>第3項 市域の災害特性 1 風水害 近年の主要な洪水被害</p> <table border="1" data-bbox="322 746 1095 1457"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>種別</th> <th>被害概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和34年 9月26日</td> <td>伊勢湾台風 (台風15号)</td> <td>死者2名、重傷者31名、家屋倒壊85棟、半壊218棟、床上浸水2棟、床下浸水101棟</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成29年 8月18～19日</td> <td>豪雨</td> <td>市内全域：住家床下浸水4棟、道路被害2箇所、河川被害2箇所、農地等被害7箇所、山地（ため池）被害1箇所、学校施設等被害1箇所 釜戸町土砂災害：住家床上浸水1棟、住家床下浸水2棟、道路被害4箇所、河川被害1箇所、農地等被害1箇所</td> </tr> <tr> <td><u>令和2年 7月6日～ 14日</u></td> <td><u>7月豪雨</u></td> <td><u>市内全域（主に日吉町、釜戸町、大湫町）：住家床上浸水1棟、住家一部損壊1棟、倒木（県天然記念物）1箇所、道路被害2箇所、農地等被害13箇所、学校施設等被害1箇所</u></td> </tr> </tbody> </table>	年月日	種別	被害概要	昭和34年 9月26日	伊勢湾台風 (台風15号)	死者2名、重傷者31名、家屋倒壊85棟、半壊218棟、床上浸水2棟、床下浸水101棟	(略)	(略)	(略)	平成29年 8月18～19日	豪雨	市内全域：住家床下浸水4棟、道路被害2箇所、河川被害2箇所、農地等被害7箇所、山地（ため池）被害1箇所、学校施設等被害1箇所 釜戸町土砂災害：住家床上浸水1棟、住家床下浸水2棟、道路被害4箇所、河川被害1箇所、農地等被害1箇所	<u>令和2年 7月6日～ 14日</u>	<u>7月豪雨</u>	<u>市内全域（主に日吉町、釜戸町、大湫町）：住家床上浸水1棟、住家一部損壊1棟、倒木（県天然記念物）1箇所、道路被害2箇所、農地等被害13箇所、学校施設等被害1箇所</u>	<p>第3項 市域の災害特性 1 風水害 近年の主要な洪水被害</p> <table border="1" data-bbox="1202 746 1975 1457"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>種別</th> <th>被害概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和34年 9月26日</td> <td>伊勢湾台風 (台風15号)</td> <td>死者2名、重傷者31名、家屋倒壊85棟、半壊218棟、床上浸水2棟、床下浸水101棟</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成29年 8月18～19日</td> <td>豪雨</td> <td>市内全域：住家床下浸水4棟、道路被害2箇所、河川被害2箇所、農地等被害7箇所、山地（ため池）被害1箇所、学校施設等被害1箇所 釜戸町土砂災害：住家床上浸水1棟、住家床下浸水2棟、道路被害4箇所、河川被害1箇所、農地等被害1箇所</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	種別	被害概要	昭和34年 9月26日	伊勢湾台風 (台風15号)	死者2名、重傷者31名、家屋倒壊85棟、半壊218棟、床上浸水2棟、床下浸水101棟	(略)	(略)	(略)	平成29年 8月18～19日	豪雨	市内全域：住家床下浸水4棟、道路被害2箇所、河川被害2箇所、農地等被害7箇所、山地（ため池）被害1箇所、学校施設等被害1箇所 釜戸町土砂災害：住家床上浸水1棟、住家床下浸水2棟、道路被害4箇所、河川被害1箇所、農地等被害1箇所	最新データを追記
年月日	種別	被害概要																													
昭和34年 9月26日	伊勢湾台風 (台風15号)	死者2名、重傷者31名、家屋倒壊85棟、半壊218棟、床上浸水2棟、床下浸水101棟																													
(略)	(略)	(略)																													
平成29年 8月18～19日	豪雨	市内全域：住家床下浸水4棟、道路被害2箇所、河川被害2箇所、農地等被害7箇所、山地（ため池）被害1箇所、学校施設等被害1箇所 釜戸町土砂災害：住家床上浸水1棟、住家床下浸水2棟、道路被害4箇所、河川被害1箇所、農地等被害1箇所																													
<u>令和2年 7月6日～ 14日</u>	<u>7月豪雨</u>	<u>市内全域（主に日吉町、釜戸町、大湫町）：住家床上浸水1棟、住家一部損壊1棟、倒木（県天然記念物）1箇所、道路被害2箇所、農地等被害13箇所、学校施設等被害1箇所</u>																													
年月日	種別	被害概要																													
昭和34年 9月26日	伊勢湾台風 (台風15号)	死者2名、重傷者31名、家屋倒壊85棟、半壊218棟、床上浸水2棟、床下浸水101棟																													
(略)	(略)	(略)																													
平成29年 8月18～19日	豪雨	市内全域：住家床下浸水4棟、道路被害2箇所、河川被害2箇所、農地等被害7箇所、山地（ため池）被害1箇所、学校施設等被害1箇所 釜戸町土砂災害：住家床上浸水1棟、住家床下浸水2棟、道路被害4箇所、河川被害1箇所、農地等被害1箇所																													

5 節 1 項		<p>(略)</p> <p>○保険・共済等の生活再建に向けて事前に備える。</p> <p><u>○ペットの飼い主は、飼育場所の防災対策、ペットのしつけ及び健康管理に留意するとともに、ペット用の避難用品や備蓄品を確保しておく。</u></p>	<p>(略)</p> <p>○保険・共済等の生活再建に向けて事前に備える。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>出典： 環境省 「人と ペット の災害 対策ガ イドラ イン」</p>								
1 章 5 節 2 項	P14	<p>第5節 第2項 自主防災組織</p> <p>市民は、「自らの生命は自ら守る」(自助)という自覚とともに、岐阜県<u>地震防災行動計画の理念(岐阜県地震防災条例前文)</u>でもある「みんなの地域はみんなで守る」(共助)の考え方に基づいて、平素より地域の人々とのコミュニケーションを強化したり、連携意識を育んだりして、自主的な防災活動を進め、地域全体の防災力を高めて行く必要があります。そうした共助の核となるのが自主防災組織です。自主防災組織の役割としては、次表のようなものが考えられます。</p> <table border="1" data-bbox="309 783 1106 1222"> <thead> <tr> <th>災害時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>○地域の被害状況や火災の発生状況を正確に公的防災機関(市・消防署等)に伝達するとともに、公的防災機関からの正しい情報を市民に伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>○医療救助活動：災害及び避難時に発生した負傷者に応急手当を行い、救護所に運ぶ。</p> <p>○市民(避難行動要支援者名簿等を参考に要配慮者<u>(高齢者、妊婦、乳幼児等)</u>を優先)を避難所(避難地)等安全な場所に誘導する。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="309 1257 1106 1453"> <thead> <tr> <th>平常時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>○講演会の開催や機関紙の発行等を通じて、<u>市民への防災意識の普及活動を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>○避難行動要支援者名簿等を参考に地域でのコミュニケーシ</p> </td> </tr> </tbody> </table>	災害時	<p>○地域の被害状況や火災の発生状況を正確に公的防災機関(市・消防署等)に伝達するとともに、公的防災機関からの正しい情報を市民に伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>○医療救助活動：災害及び避難時に発生した負傷者に応急手当を行い、救護所に運ぶ。</p> <p>○市民(避難行動要支援者名簿等を参考に要配慮者<u>(高齢者、妊婦、乳幼児等)</u>を優先)を避難所(避難地)等安全な場所に誘導する。</p> <p>(略)</p>	平常時	<p>○講演会の開催や機関紙の発行等を通じて、<u>市民への防災意識の普及活動を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>○避難行動要支援者名簿等を参考に地域でのコミュニケーシ</p>	<p>第5節 第2項 自主防災組織</p> <p>市民は、「自らの生命は自ら守る」<u>_____</u>という自覚とともに、岐阜県の<u>_____</u>行動計画<u>_____</u>理念<u>_____</u>でもある「みんなの地域はみんなで守る」(共助)の考え方に基づいて、平素より地域の人々とのコミュニケーションを強化したり、連携意識を育んだりして、自主的な防災活動を進め、地域全体の防災力を高めて行く必要があります。そうした共助の核となるのが自主防災組織です。自主防災組織の役割としては、次表のようなものが考えられます。</p> <table border="1" data-bbox="1189 783 1986 1222"> <thead> <tr> <th>災害時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>○地域の被害状況や火災の発生状況を正確に公的防災機関(市・消防署等)に伝達するとともに、公的防災機関からの正しい情報を市民に伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>○医療救助活動：災害及び避難時に発生した負傷者に応急手当を行い、救護所に運ぶ。</p> <p>○市民(避難行動要支援者名簿等を参考に要配慮者<u>や</u>高齢者、妊婦、乳幼児<u>_____</u>を優先)を避難所(避難地)等安全な場所に誘導する。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1189 1257 1986 1453"> <thead> <tr> <th>平常時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>○講演会の開催や機関紙の発行等を通じて、<u>市民への防災意識の普及活動を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>○避難行動要支援者名簿等を参考に地域でのコミュニケーシ</p> </td> </tr> </tbody> </table>	災害時	<p>○地域の被害状況や火災の発生状況を正確に公的防災機関(市・消防署等)に伝達するとともに、公的防災機関からの正しい情報を市民に伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>○医療救助活動：災害及び避難時に発生した負傷者に応急手当を行い、救護所に運ぶ。</p> <p>○市民(避難行動要支援者名簿等を参考に要配慮者<u>や</u>高齢者、妊婦、乳幼児<u>_____</u>を優先)を避難所(避難地)等安全な場所に誘導する。</p> <p>(略)</p>	平常時	<p>○講演会の開催や機関紙の発行等を通じて、<u>市民への防災意識の普及活動を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>○避難行動要支援者名簿等を参考に地域でのコミュニケーシ</p>	<p>修正追記</p> <p>誤記修正</p>
災害時												
<p>○地域の被害状況や火災の発生状況を正確に公的防災機関(市・消防署等)に伝達するとともに、公的防災機関からの正しい情報を市民に伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>○医療救助活動：災害及び避難時に発生した負傷者に応急手当を行い、救護所に運ぶ。</p> <p>○市民(避難行動要支援者名簿等を参考に要配慮者<u>(高齢者、妊婦、乳幼児等)</u>を優先)を避難所(避難地)等安全な場所に誘導する。</p> <p>(略)</p>												
平常時												
<p>○講演会の開催や機関紙の発行等を通じて、<u>市民への防災意識の普及活動を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>○避難行動要支援者名簿等を参考に地域でのコミュニケーシ</p>												
災害時												
<p>○地域の被害状況や火災の発生状況を正確に公的防災機関(市・消防署等)に伝達するとともに、公的防災機関からの正しい情報を市民に伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>○医療救助活動：災害及び避難時に発生した負傷者に応急手当を行い、救護所に運ぶ。</p> <p>○市民(避難行動要支援者名簿等を参考に要配慮者<u>や</u>高齢者、妊婦、乳幼児<u>_____</u>を優先)を避難所(避難地)等安全な場所に誘導する。</p> <p>(略)</p>												
平常時												
<p>○講演会の開催や機関紙の発行等を通じて、<u>市民への防災意識の普及活動を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>○避難行動要支援者名簿等を参考に地域でのコミュニケーシ</p>												

6 節 2 項		<p>市は、推進計画の熟知、関係機関及び市民等の自主防災組織との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等、<u>南海トラフ地震</u>を想定した訓練を実施します。</p> <p>8 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策</p> <p>(1) 職員に対する教育</p> <p>市は、職員<u> </u>に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施します。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市民等に対する教育</p> <p>市は、県と協力して、市民、<u>事業者</u>に対する教育を実施します。</p> <p>(略)</p>	<p>市は、推進計画の熟知、関係機関及び市民等の自主防災組織との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等、<u>南海トラフ地震</u>を想定した訓練を実施します。</p> <p>8 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策</p> <p>(1) 職員に対する教育</p> <p>市は、職員<u>等</u>に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施します。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市民等に対する教育</p> <p>市は、県と協力して、市民<u>等</u> <u> </u>に対する教育を実施します。</p> <p>(略)</p>	誤記修正
1 章 7 節	P19	<p>第7節 原子力災害対策</p> <p>1 原子力災害対策の背景・趣旨</p> <p>(1) 近県の原子力事業所における事故</p> <p>岐阜県に隣接する県においては、福井県の4市町（敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町）及び石川県の1町（志賀町）に7か所（14基）の原子力事業所が存在しています。また、瑞浪市境から最も近い原子力施設は、静岡県の中部電力株式会社浜岡原子力発電所で、最短で約105kmの距離にあります。</p> <p>そのため、瑞浪市は、国が定める『原子力災害対策指針』（平成24年10月31日策定、<u>平成30年7月25日全部改正、令和元年7月3日一部改正</u>、以下「指針」という）の「緊急時防護措置を準備する区域」（原子力施設から概ね30kmの範囲）には該当しません。（略）</p>	<p>第7節 原子力災害対策</p> <p>1 原子力災害対策の背景・趣旨</p> <p>(1) 近県の原子力事業所における事故</p> <p>岐阜県に隣接する県においては、福井県の4市町（敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町）及び石川県の1町（志賀町）に7か所（14基）の原子力事業所が存在しています。また、瑞浪市境から最も近い原子力施設は、静岡県の中部電力株式会社浜岡原子力発電所で、最短で約105kmの距離にあります。</p> <p>そのため、瑞浪市は、国が定める『原子力災害対策指針』（平成24年10月31日策定、<u>平成25年9月5日全部改正</u>、<u> </u>以下「指針」という）の「緊急時防護措置を準備する区域」（原子力施設から概ね30kmの範囲）には該当しません。（略）</p>	最新データに修正
1 章 7 節	P20	<p>3 具体的な原子力災害対策</p> <p>【災害予防計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原子力災害時を想定した連絡・連携体制の確立（関係機関や原子力事業者との連絡体制の整備、専門職員派遣要請手続きの確立） ●放射線量等の緊急時モニタリング体制の整備（基礎的データの蓄積） ●緊急被ばく医療体制の整備（緊急被ばく医療機関との支援協定等） ●原子力に関する知識の普及啓発と研修 ●原子力災害時のスクリーニング場所の指定 	<p>3 具体的な原子力災害対策</p> <p>【災害予防計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原子力災害時を想定した連絡・連携体制の確立（関係機関や原子力事業者との連絡体制の整備、専門職員派遣要請手続きの確立） ●放射線量等の緊急時モニタリング体制の整備（基礎的データの蓄積） ●緊急被ばく医療体制の整備（緊急被ばく医療機関との支援協定等） ●原子力に関する知識の普及啓発と研修 ●原子力災害時のスクリーニング場所の指定 	県地域防災計画修正に対応

1 節 4 項	P23-1～ P23-2	<p>第4項 防災知識の普及</p> <p>市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるとともに、水や食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた備えなどについて、普及啓発を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を_____5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受けて側が情報の意味や<u>取るべき行動</u>を直感的に理解できるような取組を推進します。</p> <p>市は、防災と福祉の連携により、高齢者<u>に対し、適切な</u>避難行動に<u>関する</u>理解の促進を図ります。</p> <p><u>市は、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発を図ります。</u></p>	<p>第4項 防災知識の普及</p> <p>市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるとともに、水や食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた備えなどについて、普及啓発を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を<u>災害の切迫度に応じて、</u>5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受けて側が情報の意味_____を直感的に理解できるような取組を推進します。</p> <p>市は、防災と福祉の連携により、高齢者<u>の</u>_____避難行動に<u>対する</u>理解の促進を図ります。</p> <p><u>(新規)</u></p>	修正要 旨主な 修正内 容(5)
2 章 2 節 4 項	P24-1	<p>第2節 第1項～第3項 (略)</p> <p>第4項 土砂災害警戒避難体制の整備</p> <p>1 土砂災害の警戒に関する情報等の伝達について (略)</p> <p>2 避難<u>情報</u> 発令の判断</p> <p>土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難<u>指示</u>を発令することを基本とした具体的な避難<u>情報</u>の発令基準*1を設定します。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域を分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難<u>情報</u>を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて随時見直しに努めます。</p> <p><u>*1 避難情報の発令基準については、避難情報の判断・伝達マニュアル(瑞浪市) (https://www.city.mizunami.lg.jp/bousai_saigai/)</u></p>	<p>第2節 第1項～第3項 (略)</p> <p>第4項 土砂災害警戒避難体制の整備</p> <p>1 土砂災害の警戒に関する情報等の伝達について (略)</p> <p>2 避難<u>勧告等</u> 発令の判断</p> <p>土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難<u>勧告等</u>を発令することを基本とした具体的な避難<u>勧告等</u>の発令基準_____を設定します。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域を分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難<u>勧告等</u>を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて随時見直しに努めます。</p> <p><u>(新規)</u></p>	修正要 旨主な 修正内 容(1)

2 節 4 項		<p>higoronosonae/1004254.htmlを参照</p> <p>3 タイムライン（防災行動計画）の策定</p> <p>瑞浪市は、台風及び豪雨それぞれを対象としたタイムライン*1を策定することで、事前に土砂災害における防災対応を明確にします。また、平時からタイムラインに沿った取り組みを行うとともに、災害時にはそれを実践することで減災に努めます。</p> <p><u>なお、タイムライン策定にあたっては、避難所開設における感染症対策に要する時間を考慮します。</u></p> <p><u>*1 タイムラインについては、</u> <u>(https://www.city.mizunami.lg.jp/bousai_saigai/1004417/index.html)を参照</u></p>	<p>3 タイムライン（防災行動計画）の策定</p> <p>瑞浪市は、台風及び豪雨それぞれを対象としたタイムライン__を策定することで、事前に土砂災害における防災対応を明確にします。また、平時からタイムラインに沿った取り組みを行うとともに、災害時にはそれを実践することで減災に努めます。</p> <p><u>(新規)</u></p>	県地域 防災計 画修正 に対応
2 章 2 節 5 項	P24- 2	<p>第5項 ため池等補強対策</p> <p>瑞浪市は、農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次実施します。</p> <p>また、市は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップ*1の作成・周知を図ります。</p> <p><u>*1 ハザードマップについては、農業用ため池ハザードマップ（浸水想定区域図）(https://www.city.mizunami.lg.jp/bousai_saigai/hazardmap/1005611/index.html)を参照。</u></p>	<p>第5項 ため池等補強対策</p> <p>瑞浪市は、農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点_____ため池等緊急度の高いものから順次実施します。</p> <p>また、市は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップ*1の作成・周知を図ります。</p> <p><u>(新規)</u></p>	文言の 修正
4 節 3 項	P27- 1	<p>第4節 防災組織整備計画</p> <p>第1～2項（略）</p> <p>第3項 防災関係機関および民間事業者との連携・協力体制</p> <p>瑞浪市は、防災関係機関、民間事業者、業界団体等が保有する防災力を活用し、大規模災害においても迅速かつ効果的な災害応急対策が実施できるよう、応急・復旧活動、資機材の調達等に関する相</p>	<p>第4節 防災組織整備計画</p> <p>第1～2項（略）</p> <p>第3項 防災関係機関および民間事業者との連携・協力体制</p> <p>瑞浪市は、防災関係機関、民間事業者、業界団体等が保有する防災力を活用し、大規模災害においても迅速かつ効果的な災害応急対策が実施できるよう、応急・復旧活動、資機材の調達等に関する相</p>	

6 節 2 項	P29	<p>第6節 地震災害予防計画 第1項 (略) 第2項 液状化対策</p> <p>瑞浪市は、<u>液状化危険度マップ</u>^{*1}の周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過などを進め、一般住宅の液状化対策工法の周知など被害が想定される区域の建築については、安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導します。(略)</p> <p><u>*1 液状化危険度マップについては、瑞浪市液状化危険度マップ</u> <u>(https://www.city.mizunami.lg.jp/bousai_saigai/hazardmap/1004752.html)を参照</u></p>	<p>第6節 地震災害予防計画 第1項 (略) 第2項 液状化対策</p> <p>瑞浪市は、<u>現在ある液状化マップ(県作成)</u>の周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過などを進め、一般住宅の液状化対策工法の周知など被害が想定される区域の建築については、安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導します。(略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	新規作成による修正
7 節 5 項	P32 ～ P33	<p>第7節 火災予防計画 第1項～4項 (略) 第5項 林野火災の予防 (1)～(2) (略) (3) 瑞浪市は、火災警報発令時の火の使用制限の徹底を図るとともに、<u>火災多発危険期等</u>における巡視及び監視等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行います。なお、火災警報が発令された場合、市及び林野の所有(管理)者は、瑞浪市火災予防条例の定めるところによりおおむね次のとおり火の使用制限を行います。</p> <p>第6項 (略) 第7項 火災予防のための知識の普及・徹底</p> <p>瑞浪市は、火災防止と災害時の火災被害の軽減を図るため、市民を対象として、「全国火災予防運動(春、秋)」や「文化財防火デー」等の機会を捉え、(略)</p> <p>林野火災については、その出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることから、山火事予防運動等を通じて、また、<u>火災多発危険期</u>や休日前に重点的に、(略)</p>	<p>第7節 火災予防計画 第1項～4項 (略) 第5項 林野火災の予防 (1)～(2) (略) (3) 瑞浪市は、火災警報発令時の火の使用制限の徹底を図るとともに、<u>多発危険期等</u>における巡視及び監視等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行います。なお、火災警報が発令された場合、市及び林野の所有(管理)者は、瑞浪市火災予防条例の定めるところによりおおむね次のとおり火の使用制限を行います。</p> <p>第6項 (略) 第7項 火災予防のための知識の普及・徹底</p> <p>瑞浪市は、火災防止と災害時の火災被害の軽減を図るため、市民を対象として、「全国火災予防運動(春、秋)」や「文化財防火デー」等の機会を捉え、(略)</p> <p>林野火災については、その出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることから、山火事予防運動等を通じて、また、<u>多発危険期</u>や休日前に重点的に、(略)</p>	誤字・脱字の修正
8 節 3 項	P34-1 ～ P34-2	<p>第8節 水害予防計画 第1項～第2項 (略) 第3項 浸水想定区域等における避難体制の整備 1 (略) <u>2 小里川ダムの事前放流時の情報共有</u></p> <p><u>小里川ダムの洪水調節機能強化のため、治水協定に基づき、ダムの事前放流を実施する態勢に入る場合には、ダムの貯水位、流入量、</u></p>	<p>第8節 水害予防計画 第1項～第2項 (略) 第3項 浸水想定区域等における避難体制の整備 1 (略) <u>(新規)</u></p>	修正要旨主な修正内容(7)

8 節 3 項	<p><u>放流量や、気象情報、下流河川水位等の情報を河川管理者、小里川ダム管理者、関係利水者及び市との間で情報を共有します。</u></p> <p><u>3 避難情報</u> 発令の判断</p> <p>水害等に対する住民の警戒避難体制として、河川水位が基準を越えた（明らかに越えると想定される）場合、又は異常な漏水等が発見された場合、直ちに避難<u>指示</u>を発令することを基本とした具体的な避難<u>情報</u>の発令基準^{*1}を設定します。水位周知河川については、水位情報、台風情報、洪水警報等により、事前に定めた発令単位と区域等に避難<u>情報</u>を発令できるよう、あらかじめ具体的に発令基準を設定するとともに、必要に応じて随時見直しに努めます。また、それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難<u>情報</u>の発令基準の設定に努めます。</p> <p><u>*1 避難情報の発令基準については、避難情報の判断・伝達マニュアル</u> <u>(https://www.city.mizunami.lg.jp/bousai_saigai/higoronosonae/1004254.html)</u></p> <p><u>4 タイムライン（防災行動計画）の策定</u></p> <p>瑞浪市は、台風及び豪雨それぞれを対象としたタイムライン^{*1}を策定することで、事前に土砂災害における防災対応を明確にします。また、平時からタイムラインに沿った取り組みを行うとともに、災害時にはそれを実践することで減災に努めます。</p> <p><u>なお、タイムライン策定にあたっては、避難所開設における感染症対策に要する時間を考慮します。</u></p> <p><u>*1 タイムラインについては、</u> <u>(https://www.city.mizunami.lg.jp/bousai_saigai/1004417/index.html)を参照。</u></p> <p>第4項 体制整備</p> <p>水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者に</p>	<p><u>2 避難勧告等</u>発令の判断</p> <p>水害等に対する住民の警戒避難体制として、河川水位が基準を越えた（明らかに越えると想定される）場合、又は異常な漏水等が発見された場合、直ちに避難<u>勧告等</u>を発令することを基本とした具体的な避難<u>勧告等</u>の発令基準<u> </u>を設定します。水位周知河川については、水位情報、台風情報、洪水警報等により、事前に定めた発令単位と区域等に避難<u>勧告</u>を発令できるよう、あらかじめ具体的に発令基準を設定するとともに、必要に応じて随時見直しに努めます。また、それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難<u>勧告等</u>の発令基準の設定に努めます。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>3 タイムライン（防災行動計画）の策定</u></p> <p>瑞浪市は、台風及び豪雨それぞれを対象としたタイムライン<u> </u>を策定することで、事前に土砂災害における防災対応を明確にします。また、平時からタイムラインに沿った取り組みを行うとともに、災害時にはそれを実践することで減災に努めます。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第4項 体制整備</p> <p>水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者に</p>	<p>修正 旨 主 な 修正 内容 (1)</p> <p>修正 旨 主 な 修正 内容 (1)</p> <p>県 地 域 防 災 計 画 修 正 に 対 応</p>
------------------	--	---	--

8 節 4 項		<p>加え、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築します。</p> <p><u>また、河川流域の都市化の進展あるいは、集中豪雨による洪水等に対処するため、流域のあらゆる関係者が協働して、流域治水を促進します。</u></p>	<p>加え、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築します。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>県地域防災計画修正に対応</p>
2 章 11 節 3 項	P39	<p>第3項 その他の防災訓練の実施</p> <p>市及び防災関係機関は、各機関において、適宜、通信連絡訓練(情報の収集伝達方法、通信設備の応急復旧等についての訓練)、動員訓練(職員を動員し、初動体制を確保するための訓練)、図上訓練(消防機関、警察機関、学校関係機関の協力のもと、水害、地震等を想定し、図上で実施する訓練)、実働訓練(消火器、消火栓、防火水槽等を活用した訓練、座屈救出、応急手当)、県の派遣する情報連絡員や応援職員等を受け入れて行う訓練等を実施します。</p> <p><u>また、市は機能別団員を含む消防団や地域コミュニティーを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めます。</u></p> <p><u>その他</u>、県等が実施する広域災害を想定した防災訓練にも積極的に参加し、その結果を踏まえ、必要に応じて対応計画を見直します。</p>	<p>第3項 その他の防災訓練の実施</p> <p>市及び防災関係機関は、各機関において、適宜、通信連絡訓練(情報の収集伝達方法、通信設備の応急復旧等についての訓練)、動員訓練(職員を動員し、初動体制を確保するための訓練)、図上訓練(消防機関、警察機関、学校関係機関の協力のもと、水害、地震等を想定し、図上で実施する訓練)、実働訓練(消火器、消火栓、防火水槽等を活用した訓練、座屈救出、応急手当)、県の派遣する情報連絡員や応援職員等を受け入れて行う訓練等を実施します。</p> <p><u>また</u>、県等が実施する広域災害を想定した防災訓練にも積極的に参加し、その結果を踏まえ、必要に応じて対応計画を見直します。</p>	<p>県地域防災計画修正に対応</p>
2 章 13 節 7 項	P43	<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>第7項 「災害から命を守る岐阜県民運動」への参画</u></p> <p><u>県は、市町村、防災関係機関、事業者、学校、有識者等で構成する「災害から命を守る岐阜県民運動」を推進する組織を設置します。</u></p> <p><u>市は、「想定外の常態化」ともいべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても市民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向け展開します。</u></p>	<p>第25節に記載済のため削除</p>

2章 15節 1項	P46-1~ P46-3	<p>第15節 避難体制の確立 第1項 避難計画の策定</p> <p>瑞浪市は、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、水害と土砂災害、複数河川のはん濫等、複合的な災害が発生することを考慮した避難計画を策定し、市民、避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底します。また、<u>避難情報</u>の発令区域・タイミング、緊急避難場所・避難所、避難路^{*1}、原子力災害時のスクリーニング場所(市民、車両、携行品等の放射線量測定場所)をあらかじめ定め、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、避難計画に基づく訓練を行います。</p> <p><u>*1 避難路:住宅や事務所等から指定緊急避難所又は指定避難所へ至る道</u></p>	<p>第15節 避難体制の確立 第1項 避難計画の策定</p> <p>瑞浪市は、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、水害と土砂災害、複数河川のはん濫等、複合的な災害が発生することを考慮した避難計画を策定し、市民、避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底します。また、<u>避難勧告等</u>の発令区域・タイミング、緊急避難場所・避難所、避難路、原子力災害時のスクリーニング場所(市民、車両、携行品等の放射線量測定場所)をあらかじめ定め、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、避難計画に基づく訓練を行います。</p> <p><u>(新規)</u></p>	修正要 旨主な 修正内 容(1)
15節 2項		<p>第2項 避難場所等の整備</p> <p>瑞浪市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地、又は構造上安全である都市公園、河川敷、公民館、学校等の公共的施設等を対象とし、その管理者の同意を得た上で、緊急避難場所・避難所としてあらかじめ指定します。また、災害の想定等により、必要と認められる場合は、近隣自治体の指定緊急避難場所に避難できるよう、日頃から近隣自治体と連携を図るほか、指定避難所が使用不能となった場合や、感染症拡大防止の観点による避難所不足に備え、<u>ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など</u>民間施設等で受入れ可能な施設について、災害時応援協定を締結し、災害時における一時的な避難場所として確保します。</p> <p>避難所に指定された建物については、避難が長期化する場合も想定し、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備や資機材の整備に努めるとともに、あらかじめ備蓄場所の確保を進めます。</p>	<p>第2項 避難場所等の整備</p> <p>瑞浪市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地、又は構造上安全である都市公園、河川敷、公民館、学校等の公共的施設等を対象とし、その管理者の同意を得た上で、緊急避難場所・避難所としてあらかじめ指定します。また、災害の想定等により、必要と認められる場合は、近隣自治体の指定緊急避難場所に避難できるよう、日頃から近隣自治体と連携を図るほか、指定避難所が使用不能となった場合や、感染症拡大防止の観点による避難所不足に備え、<u>民間施設等で受入れ可能な施設について</u>、災害時応援協定を締結し、災害時における一時的な避難場所として確保します。</p> <p>避難所に指定された建物については、避難が長期化する場合も想定し、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備や資機材の整備に努めるとともに、あらかじめ備蓄場所の確保を進めます。</p>	県地域 防災計 画修正 に対応
15節 3項		<p>第3項 避難場所等の広報</p> <p>指定緊急避難場所については、災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めます。(略)</p> <p><u>避難情報</u>が発令された場合の安全確保措置としては、<u>安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定</u></p>	<p>第3項 避難場所等の広報</p> <p>指定緊急避難場所については、災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めます。(略)</p> <p><u>避難勧告等</u>が発令された場合の安全確保措置としては、<u>指定緊急避難場所への移動を原則とするもの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動に危険を伴う場合等やむを得ない</u></p>	修正要 旨主な 修正内 容(5)

P46-3	<p><u>期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしている</u>と住民自身が判断する場合は、<u>「屋内安全確保」を行うことができることを踏まえ、日頃から住民等への周知徹底に努めます。</u></p> <p><u>なお、住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを周知します。</u></p>	<p>_____と住民自身が判断する場合は、「<u>近隣の緊急的な安全な場所</u>」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」を行うべきことについて_____、日頃から住民等への周知徹底に努めます。</p> <p><u>(新規)</u></p>	
15節4項	<p>第4項 避難所運営マニュアルの策定</p> <p>瑞浪市は、自主防災組織や施設管理者と協議を行い、避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」を策定します。マニュアルの策定にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討し、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルについて別途作成し、適宜更新するよう努めます。</u>また、<u>地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するとともに、訓練等を通じて避難所や資機材に関する</u>必要な知識等について、市民への普及に努めます。</p> <p>市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めます。また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換に努めます。</p>	<p>第4項 避難所運営マニュアルの策定</p> <p>瑞浪市は、自主防災組織や施設管理者と協議を行い、避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」を策定します。マニュアルの策定にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討し<u>ます。</u></p> <p>_____また、_____住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するとともに、<u>避難所の運営管理のために</u>_____必要な知識等について、市民への普及に努めます。</p> <p>市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めます。また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換に努めます。</p> <p><u>(新規)</u></p>	修正要旨主な修正内容(3)
15節5項	<p><u>第5項 避難情報の把握</u></p> <p><u>瑞浪市は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めます。</u></p>		修正要旨主な修正内容(4)

15 節 6 項		<p>第<u>6</u>項 他市町村への広域避難</p> <p><u>瑞浪市は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知等に努めます。</u></p> <p><u>特に大規模広域災害時には、他市町村への広域的な避難が必要となる場合があります。瑞浪市は、円滑な広域避難を支援するため、国・県の協力を得て、他市町村への避難・受入方法を含めた具体的な手順等を定めるとともに、り災者に関する情報共有するしくみの構築に取り組み、市外に避難するり災者が必要な情報や支援・サービスを確実かつ容易に受け取ることができる体制の整備に努めます。</u></p> <p><u>また市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めます。</u></p>	<p>第<u>5</u>項 他市町村への広域避難</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>大規模広域災害時には、他市町村への広域的な避難が必要となる場合があります。瑞浪市は、円滑な広域避難を支援するため、国・県の協力を得て、他市町村への避難・受入方法を含めた具体的な手順等を定めるとともに、り災者に関する情報共有するしくみの構築に取り組み、市外に避難するり災者が必要な情報や支援・サービスを確実かつ容易に受け取ることができる体制の整備に努めます。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>県地域 防災計 画修正 に対応</p> <p>県地域 防災計 画修正 に対応</p>
17 節 1 項	P48	<p>第 17 節 緊急輸送機能の強化</p> <p>第 1 項 緊急輸送網の整備</p> <p>大規模災害発生時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により道路交通に支障が生じる<u>場合が多く</u>、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要です。そのため、県は、<u>関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた対策を進めています。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第 17 節 緊急輸送機能の強化</p> <p>第 1 項 緊急輸送網の整備</p> <p>大規模災害時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により道路交通に支障が生じる<u>可能性があることから</u>、災害応急対策の迅速な実施に向けて、<u>要員・物資等の緊急輸送を円滑に行うルートを確認する必要があります。</u>そのため、県は、<u>緊急輸送確保の観点から重要な道路を緊急輸送道路に指定し、そのネットワーク化を図っています。</u></p> <p>(略)</p>	<p>県地域 防災計 画修正 に対応</p>
18 節 1 項	P49-1 ～ P49-2	<p>第 18 節 ライフライン・生活支援対策</p> <p>第 1 項 ライフライン施設の整備</p> <p>ライフライン(上下水道、電気、通信等)の寸断は、二次災害の発生や応急対策の遅延の原因となる等、その影響は極めて広範に及びます。そのため、瑞浪市は、水道施設や下水道施設の耐震性の向上に努めるとともに、応急供給体制の確保(バックアップ体制等)や応急復旧体制(広域応援体制等)の確保を図ります。</p> <p>電気施設、鉄道施設、電話(通信)施設については、関係事業者(中部電力<u>パワーグリッド</u>株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社)が、施設の被害を未然に防止するとともに、</p>	<p>第 18 節 ライフライン・生活支援対策</p> <p>第 1 項 ライフライン施設の整備</p> <p>ライフライン(上下水道、電気、通信等)の寸断は、二次災害の発生や応急対策の遅延の原因となる等、その影響は極めて広範に及びます。そのため、瑞浪市は、水道施設や下水道施設の耐震性の向上に努めるとともに、応急供給体制の確保(バックアップ体制等)や応急復旧体制(広域応援体制等)の確保を図ります。</p> <p>電気施設、鉄道施設、電話(通信)施設については、関係事業者(中部電力株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社)が、施設の被害を未然に防止するとともに、</p>	<p>社名変 更</p>

18 節 2 項		<p>被害が発生した場合の機能維持に向け、応急資機材や要員の確保等、必要な対策を実施します。また、停電対策として、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等も推進します。</p> <p><u>第2項 備蓄の基本的事項</u> <u>瑞浪市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めます。なお、燃料については、石油販売業者と燃料の優先供給について協定を締結しており、また平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めます。</u></p> <p>第3項 住宅供給・補修体制の整備 (略)</p> <p>第4項 食料、飲料水、生活必需品の確保 (略)</p> <p>第5項 物資の集積場所 瑞浪市では、市民体育館、瑞浪中央公園を、応急輸送物資の中継拠点となる地域内輸送拠点施設と位置づけます。なお、市民体育館が被災し使用不能の場合は被害の少ない地域の公共施設を利用します。</p> <p><u>市は、地域内輸送拠点への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進します。</u></p> <p><u>第6項 物資支援の事前準備</u> <u>瑞浪市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手段を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めます。</u></p> <p>第7項 <u>罹災証明書の発行体制</u> <u>(略)</u></p>	<p>被害が発生した場合の機能維持に向け、応急資機材や要員の確保等、必要な対策を実施します。また、停電対策として、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等も推進します。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第2項 住宅供給・補修体制の整備 (略)</p> <p>第3項 食料、飲料水、生活必需品の確保 (略)</p> <p>第4項 物資の集積場所 瑞浪市では、市民体育館、瑞浪中央公園を、応急輸送物資の中継拠点となる地域内輸送拠点施設と位置づけます。なお、市民体育館が被災し使用不能の場合は被害の少ない地域の公共施設を利用します。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第5項 <u>り</u>災証明書の発行体制の整備 (略)</p>	<p>修正要旨 主な修正内容(9) 県地域防災計画修正 画修正 に対応</p> <p>(県新旧対照表 P12)</p>
18 節 5 項				
18 節 6 項				<p>修正要旨 主な修正内容(8)</p> <p>「避難所におけるトイレの確保・</p>

第8項 災害用トイレの確保

災害が発生し、水洗トイレが機能しなくなり、排泄物の処理が滞ると、ノロウイルス等による感染症や害虫の発生が引き起こされます。また、トイレの敬遠によって、水分や食品接種を控えることで脱水症状、エコノミークラス症候群等の健康障害を引き起こすおそれが生じます。

瑞浪市は、災害時における避難所のトイレの確保・管理を、水・食料等の支援とともに「ライフライン」と同様に被災者の命を支えるサービスの一つとして認識し、適切な対応に努めます。

1 災害用トイレの種類

<u>種類</u>	<u>概要</u>
<u>携帯トイレ</u>	<u>既存の洋式トイレにつけて使用。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。</u>
<u>簡易トイレ</u>	<u>段ボール等の組立て式便器に便袋をつけて使用する。吸水シートや凝固剤で水分を安定させる。</u>
<u>仮設トイレ</u>	<u>便槽に貯留する方式と、マンホールへ直結して流下させる方式がある。汲み取り体制等の維持管理のルール、照明の設置等安全対策が必要。</u>
<u>マンホールトイレ</u>	<u>下水道のマンホールや下水道管へ直結する型式のトイレ。事前に上家の組み立て方法や水の流し方等を周知しておくこと円滑に使用できる。 ※ 市は、マンホールトイレを瑞浪中央公園に50セット、釜戸コミュニティーセンターに2セット配備しています。</u>

2 災害時のトイレを確保するための基本的考え方

市は、災害用簡易トイレを各地区防災倉庫に備蓄するとともに、仮設トイレの供給（レンタル）に関して民間企業と協定を締結しており、必要に応じて、岐阜県災害時広域受援計画に基づき、県に対して仮設トイレの調達について支援を要請します。市民に対しては、簡易トイレも含めた備蓄品の準備について、広報やホームページ、

(新規)

(新規)

(新規)

管理ガイドライン」及び「瑞浪市避難所運営マニュアル」より抜粋

修正要旨主な修正内容(8)

参考：「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」

18 節 8 項		<p><u>防災ガイドブックなど様々な手段により、啓発を行うとともに、避難所運営マニュアルにトイレの確保・管理にあたり配慮すべき事項を記載し、防災訓練において設置訓練等を実施する等、災害時のトイレの確保に関して積極的に周知を図ります。</u></p>																						
2 章 20 節	P51-2 ～ P52-2	<p>第20節 要配慮者の安全確保対策 第1項 (略) 第2項 避難行動要支援者名簿</p> <p>1 避難行動要支援者名簿の作成・提供 (略) 2 避難行動要支援者名簿の作成に関する事項 【避難行動要支援等関係者とその役割】 (略) 【その他名簿の作成に関する事項】</p> <table border="1" data-bbox="266 611 1122 1086"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>情報の提供先</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・担当地区の民生委員・児童委員 <u>(全名簿)</u> ・地区の区長会、区長 ・警察署 ・消防署 (消防団) ・瑞浪市社会福祉協議会 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3項～第8項 (略)</p> <p><u>第9項 個別避難計画</u> 瑞浪市は、<u>避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画 (個別避難計画) を作成するよう努めます。個別避難計画の作成に当たっては、個別避難計画の作成について避難行動要支援者本人の同意を得た者から作成します。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成します。</u> 市は、<u>個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項の</u></p>	項目	内容	(略)	(略)	名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	(略)	情報の提供先	<ul style="list-style-type: none"> ・担当地区の民生委員・児童委員 <u>(全名簿)</u> ・地区の区長会、区長 ・警察署 ・消防署 (消防団) ・瑞浪市社会福祉協議会 	(略)	(略)	<p>第20節 要配慮者の安全確保対策 第1項 (略) 第2項 避難行動要支援者名簿</p> <p>1 避難行動要支援者名簿の作成・提供 (略) 2 避難行動要支援者名簿の作成に関する事項 【避難行動要支援等関係者とその役割】 (略) 【その他名簿の作成に関する事項】</p> <table border="1" data-bbox="1146 611 2002 1086"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>情報の提供先</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・担当地区の民生委員・児童委員 <u>_____</u> ・地区の区長会、区長 ・警察署 ・消防署 (消防団) ・瑞浪市社会福祉協議会 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3項～第8項 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	項目	内容	(略)	(略)	名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	(略)	情報の提供先	<ul style="list-style-type: none"> ・担当地区の民生委員・児童委員 <u>_____</u> ・地区の区長会、区長 ・警察署 ・消防署 (消防団) ・瑞浪市社会福祉協議会 	(略)	(略)	誤記修正
項目	内容																							
(略)	(略)																							
名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	(略)																							
情報の提供先	<ul style="list-style-type: none"> ・担当地区の民生委員・児童委員 <u>(全名簿)</u> ・地区の区長会、区長 ・警察署 ・消防署 (消防団) ・瑞浪市社会福祉協議会 																							
(略)	(略)																							
項目	内容																							
(略)	(略)																							
名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	(略)																							
情報の提供先	<ul style="list-style-type: none"> ・担当地区の民生委員・児童委員 <u>_____</u> ・地区の区長会、区長 ・警察署 ・消防署 (消防団) ・瑞浪市社会福祉協議会 																							
(略)	(略)																							
20 節 9 項				修正要旨主な修正内容(2)																				

20 節 9 項		<p><u>ほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、医療・福祉関係者と連携し、その心身の状況に応じて記載内容を更新するほか、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも適時適切に更新します。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めます。</u></p> <p><u>市は、避難支援等に携わる関係者として地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、個別避難計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、市の条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ります。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じます。</u></p>		
2 章 23 節	P54- 2	<p>第23節 孤立地域防止対策の推進</p> <p>第1項 <u>孤立予想地域の実態把握及び通信手段の確保</u></p> <p>瑞浪市は、災害時の孤立地域を予測し、<u>孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化します。</u></p> <p><u>また、市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努めます。</u></p>	<p>第23節 孤立地域防止対策の推進</p> <p>第1項 _____通信手段の確保</p> <p>瑞浪市は、災害時の孤立地域を予測し、 _____</p> <p>_____市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努めます。</p>	県地域 防災計 画修正 に対応
3 章 1 節 2 項	P58 ～ P59	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 本部活動体制</p> <p>第1項 (略)</p> <p>第2項 職員動員計画</p> <p>1 職員の動員</p> <p>災害時の応急対策に携わる職員は、基本的に各部班員より確保します。各班は、あらかじめ配備計画を策定して動員可能者、系統、順序、連絡方法を具体的に定めるとともに、災害が発生した場合や発生のおそれがある場合等、その状況に即して (略)</p> <p>市本部職員は、気象状況や水防信号等に常に注意を払い、災害が発生した場合や発生のおそれがある場合は、速やかに所定の配備場所につき、待機します。また、勤務時間外において震度5強以上の地震が発生した場合 _____</p> <p>_____は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、全職員は自主的に登庁します。</p> <p>(略)</p>	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 本部活動体制</p> <p>第1項 (略)</p> <p>第2項 職員動員計画</p> <p>1 職員の動員</p> <p>災害時の応急対策に携わる職員は、基本的に各部班員より確保します。各班は、あらかじめ配備計画を策定して動員可能者、系統、順序、連絡方法を具体的に定めるとともに、災害が発生した場合や発生のおそれがある場合等、その状況に即して (略)</p> <p>市本部職員は、気象状況や水防信号等に常に注意を払い、災害が発生した場合や発生のおそれがある場合は、速やかに所定の配備場所につき、待機します。また、勤務時間外において震度5強以上の地震が発生した場合 <u>又は東海地震予知情報(カラーレベル赤)が発せられた場合</u>は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、全職員は自主的に登庁します。</p> <p>(略)</p>	予知情 報廃止

<p>3章 2節 5項</p>	<p>P62 ～ P63</p>	<p>第2節 災害動員計画 第1項～第4項 (略) 第5項 広域応援体制の確立</p> <p><u>1 広域応援体制の確立</u> 大規模な災害が発生し、瑞浪市の防災関係機関だけでは十分な対応ができなくなった場合、「岐阜県広域消防相互応援協定(平成3年4月1日施行)」「消防相互応援協定」「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定(平成10年4月1日施行)」「災害時相互応援協定(愛知県高浜市、埼玉県朝霞市、滋賀県湖南市等)」に基づいて、他市町村又は他地域の防災関係機関に応援、協力あるいは斡旋を求めます。 また、必要に応じて、「緊急消防援助隊」「広域航空消防応援」「県立多治見病院DME R Cに関わる相互応援協定(平成21年9月1日施行)」「岐阜県ドクターヘリ事業に関する協定(平成23年2月9日施行)」の活用も検討し、円滑な防災対策の実施を期します。</p> <p><u>2 応急対策職員派遣制度の活用</u> 瑞浪市は、訓練等を通じて、<u>応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めます。</u></p> <p><u>3 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策</u> 瑞浪市は、<u>応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させます。</u></p>	<p>第2節 災害動員計画 第1項～第4項 (略) 第5項 広域応援体制の確立</p> <p><u>(新規)</u> 大規模な災害が発生し、瑞浪市の防災関係機関だけでは十分な対応ができなくなった場合、「岐阜県広域消防相互応援協定(平成3年4月1日施行)」「消防相互応援協定」「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定(平成10年4月1日施行)」「災害時相互応援協定(愛知県高浜市、埼玉県朝霞市、滋賀県湖南市等)」に基づいて、他市町村又は他地域の防災関係機関に応援、協力あるいは斡旋を求めます。 また、必要に応じて、「緊急消防援助隊」「広域航空消防応援」「県立多治見病院DME R Cに関わる相互応援協定(平成21年9月1日施行)」「岐阜県ドクターヘリ事業に関する協定(平成23年2月9日施行)」の活用も検討し、円滑な防災対策の実施を期します。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>県地域 防災計 画修正 に対応</p>
<p>3章 4節 3項</p>	<p>P71</p>	<p>第3項 災害通信計画 1～3 (略) 4 通信の記録 電話、口頭等で通信を行った者は、その状況を「災害情報」用紙に記録し、保管します。 《資料編》 (略) ➤ S3-04-03-03 災害時優先電話・非常電話表 ➤ S3-04-03-04 非常災害時における瑞浪市と中部電力<u>パワーグリッド(株)</u>のホットライン ➤ S3-04-03-05 瑞浪市防災行政無線運用管理規程 (略)</p>	<p>第3項 災害通信計画 1～3 (略) 4 通信の記録 電話、口頭等で通信を行った者は、その状況を「災害情報」用紙に記録し、保管します。 《資料編》 (略) ➤ S3-04-03-03 災害時優先電話・非常電話表 ➤ S3-04-03-04 非常災害時における瑞浪市と中部電力_____のホットライン ➤ S3-04-03-05 瑞浪市防災行政無線運用管理規程 (略)</p>	<p>社名変 更</p>

		<p>また、商工班は、り災商工業者に対して、住居以外の事業所、工場、店舗等の建物およびその他の事業用資産についての「<u>罹</u>災証明書(商工業者)」を交付します。</p>	<p>また、商工班は、り災商工業者に対して、住居以外の事業所、工場、店舗等の建物およびその他の事業用資産についての「<u>り</u>災証明書(商工業者)」を交付します。</p>	
3章6節2項	P80～P84	<p>第2項 避難計画</p> <p>1 避難の指示 <u> </u></p> <p>災害により危険が急迫し、人命保護や災害の拡大防止等のため、特に避難の必要が認められるとき、避難の指示 <u> </u>を行います。<u> </u>避難の指示は <u> </u>市長、県知事(又はその命を受けた土木関係職員)、警察官、自衛官等のいずれかが行います。</p> <p>避難の指示 <u> </u>を行った避難指示者は、直ちに危機管理室に通知します。通知に当たっては、対象地域、避難時間、指定避難所、避難経路、誘導者名、指示 <u> </u>理由等を明示します。市本部における避難の周知徹底は、その通知に基づいて危機管理室が行います。また、市長、警察官及び自衛官が避難に関する措置を実施した場合は、それぞれ関係機関に通知します。</p> <p>なお、原子力災害対策特別措置法に基づいて内閣総理大臣からの避難指示等の実施指示があった場合や、事故等により原子力安全委員会が定める指標に予測線量が該当すると認められる場合にも、組織的避難を行います。</p> <p><u>市は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めます。</u></p> <p>2 注意喚起及び <u> </u>高齢者等避難の発信</p> <p>水害や土砂災害が発生するおそれがある場合は、必要な地域の<u>必要と認める市民等</u>に降雨、河川水位、異常現象等の情報を知らせて <u> </u>注意 <u> </u>喚起するとともに、その状況に応じて市民等が自ら危険性を判断して速やかに避難する「自主避難」を促します。また、避難行動に時間を要する要配慮者等や浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、状況に応じて <u> </u>高齢者等避難 <u> </u>を発信し、早めの避難行動を求めます。</p> <p>3 避難行動の分類</p> <p><u>「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」です。避難行動には、</u></p>	<p>第2項 避難計画</p> <p>1 避難の指示 <u>及び勧告</u></p> <p>災害により危険が急迫し、人命保護や災害の拡大防止等のため、特に避難の必要が認められるとき、避難の指示 <u>及び勧告</u>を行います。<u>避難の勧告は市長が、</u>避難の指示は <u>状況に応じて</u>市長、県知事(又はその命を受けた土木関係職員)、警察官、自衛官等のいずれかが行います。</p> <p>避難の指示 <u>及び勧告</u>を行った避難指示者は、直ちに危機管理室に通知します。通知に当たっては、対象地域、避難時間、指定避難所、避難経路、誘導者名、指示 <u>・勧告</u>理由等を明示します。市本部における避難の周知徹底は、その通知に基づいて危機管理室が行います。また、市長、警察官及び自衛官が避難に関する措置を実施した場合は、それぞれ関係機関に通知します。</p> <p>なお、原子力災害対策特別措置法に基づいて内閣総理大臣からの避難勧告等の実施指示があった場合や、事故等により原子力安全委員会が定める指標に予測線量が該当すると認められる場合にも、組織的避難を行います。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>2 注意喚起及び<u>避難準備・高齢者等避難開始</u></p> <p>水害や土砂災害が発生するおそれがある場合は、必要な地域 <u> </u>に降雨、河川水位、異常現象等の情報を知らせて <u>市民等の注意</u>を喚起するとともに、その状況に応じて市民等が自ら危険性を判断して速やかに避難する「自主避難」を促します。また、避難行動に時間を要する要配慮者等や浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、状況に応じて <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発信し、早めの避難行動を求めます。</p> <p>3 避難行動の考え方</p> <p><u>「避難」とは災害から命を守るための行動であるため、「自らの命は自らで守る」という自助の考え方に基づき行動できるよう避難</u></p>	<p>修正要旨主な修正内容(1)</p> <p>県地域防災計画修正に対応</p> <p>避難行動の分</p>

「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」があります。

(1) 立退き避難

災害リスクがある地域（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）から、対象とする災害に対して安全な場所（指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅等の自主的な避難先）に移動すること

(2) 屋内安全確保

洪水等に対しては、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない、浸水しない居室がある、水がひくまで我慢でき、水・食料などの備えが十分ある方は、自宅等の浸水しない上階へ避難（垂直避難）または留まる（待避）

(3) 緊急安全確保

災害が既に発生・切迫している状況において避難し遅れた居住者等が、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所（自宅等の崖から少しでも離れた部屋で待避、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動）へ直ちに移動すること

4 避難情報の判断基準

瑞浪市は、国が作成した「避難情報に関する _____ ガイドライン」に基づいて策定した「避難情報の判断・伝達マニュアル」により避難情報の発令基準を明確にし、「 _____ 高齢者等避難 _____」を含め、避難情報を適切に発令します。発令においては、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫する、その対象者を明確にする、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達するなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努めます。

また、躊躇なく、避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂

行動の考え方を次のとおりまとめ、平常時から市民等への周知を図ります。

(1) 避難所（避難場所）への移動

(2) 安全な場所への移動（公園や親戚、友人の家等）

(3) 建物内の安全な場所での待避（外が危険な場合は建物内に留まって安全を確保する。）

(4) 建物（自宅）の2階や近隣の高い建物等への移動（垂直避難）

4 避難勧告等の判断基準

瑞浪市は、国が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づいて策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」により避難勧告等の発令基準を明確にし、「避難準備・高齢者等避難開始」を含め、避難勧告等を適切に発令します。発令においては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫する、その対象者を明確にする、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達するなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努めます。

また、躊躇なく、避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂

類を整理
出典：
「避難情報に関するガイドライン」

修正要
旨主な
修正内
容(1)

行するための役割を分担するなど、体制の構築に努めます。

5 避難の周知徹底

避難の指示 _____ の通知を受けた危機管理室は、市防災行政無線、防災ラジオ、防災・防犯「絆」メール、市公式LINE、緊急速報メール(エリアメール)、広報車、電話、ラジオ・テレビ放送、口頭等、適切な方法を適宜組み合わせて用い、可能な限り短時間のうちに、避難対象地域の市民、その他関係機関に避難の指示 _____ の周知徹底を図ります。

周知徹底にあたっては、避難指示者及び避難誘導者(機関)、避難場所及び避難経路、予想される災害の概要と見通し等、必要な事項をできる限り具体的に示します(特に避難までに時間的余裕がある場合等)。また、危険の切迫性に応じて **指示** 等の伝達文の内容を工夫する等して、市民の積極的な避難行動の喚起に努めます。

なお、災害現地で直接避難の指示 _____ を行ったときは、関係者の協力を得て、その地域内の市民等に周知徹底を図ります。

6 避難の誘導

避難誘導者は、避難指示者から通知を受けた場合や本部長から命ぜられた場合には、直ちに避難者の誘導にあたります。避難誘導にあたっては、避難場所、避難経路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報などの情報提供に努め、特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民等に対して分かりやすく適切に情報を伝達することに努めます。

その際、危険の切迫性に応じて避難 **情報** _____ の伝達文の内容を工夫し、その対象者を明確にすることや、避難 **情報** _____ に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めます。

避難の指示 _____ を受けた市民等(自主防災組織、民生委員・児童委員、主任児童委員等)は、当該地域の要配慮者の避難誘導に

行するための役割を分担するなど、体制の構築に努めます。

5 避難の周知徹底

避難の指示 **及び勧告** の通知を受けた危機管理室は、市防災行政無線、防災ラジオ、防災・防犯「絆」メール、市公式LINE、緊急速報メール(エリアメール)、広報車、電話、ラジオ・テレビ放送、口頭等、適切な方法を適宜組み合わせて用い、可能な限り短時間のうちに、避難対象地域の市民、その他関係機関に避難の指示 **及び勧告** の周知徹底を図ります。

周知徹底にあたっては、避難指示者及び避難誘導者(機関)、避難場所及び避難経路、予想される災害の概要と見通し等、必要な事項をできる限り具体的に示します(特に避難までに時間的余裕がある場合等)。また、危険の切迫性に応じて **勧告** 等の伝達文の内容を工夫する等して、市民の積極的な避難行動の喚起に努めます。

なお、災害現地で直接避難の指示 **及び勧告** を行ったときは、関係者の協力を得て、その地域内の市民等に周知徹底を図ります。

6 避難の誘導

避難誘導者は、避難指示者から通知を受けた場合や本部長から命ぜられた場合には、直ちに避難者の誘導にあたります。避難誘導にあたっては、避難場所、避難経路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報などの情報提供に努め、特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民等に対して分かりやすく適切に情報を伝達することに努めます。

その際、危険の切迫性に応じて避難 **勧告等** _____ の伝達文の内容を工夫し、その対象者を明確にすることや、避難 **勧告等** _____ に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めます。

避難の指示 **及び勧告** を受けた市民等(自主防災組織、民生委員・児童委員、主任児童委員等)は、当該地域の要配慮者の避難誘導に

修正要
旨主な
修正内
容(1)

地域ぐるみで協力支援します。

○警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	<u>命の危険がある。直ちに安全を確保する。</u>	<u>緊急安全確保</u>
警戒レベル4	<u>危険な場所から全員避難する。</u>	<u>避難指示</u>
警戒レベル3	<u>危険な場所から高齢者等は避難する。</u>	<u>高齢者等避難</u>
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報・大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報 <u>(警戒級の可能性)</u>

7 病院等への移送
(略)

8 パトロール活動等の強化

警察は、避難のための立ち退きの 指示等が行われた地域及びその周辺において、パトロール活動を強化する等により、盗難等各種犯罪の未然防止に努めます。

9 避難所の指定

市本部は、避難指示者等と協議し、災害の規模・発生状況等に応じて、あらかじめ指定しておいた避難所(以下「指定避難所」という。)の中から避難に適した場所を指定します。

(略)

なお、避難 指示によらず避難する場合は、直ちにその旨を市本部に連絡し、その後の処理について社会福祉班の指示に従います。

地域ぐるみで協力支援します。

○警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	<u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</u>	<u>災害発生情報</u>
警戒レベル4	<u>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</u> <u>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</u>	<u>避難勧告</u> <u>避難指示 (緊急)</u>
警戒レベル3	<u>高齢者等は立退き避難する。</u> <u>その他の者は、立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</u>	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報・大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報 <u> </u>

7 病院等への移送
(略)

8 パトロール活動等の強化

警察は、避難のための立ち退きの 勧告又は 指示等が行われた地域及びその周辺において、パトロール活動を強化する等により、盗難等各種犯罪の未然防止に努めます。

9 避難所の指定

市本部は、避難指示者等と協議し、災害の規模・発生状況等に応じて、あらかじめ指定しておいた避難所(以下「指定避難所」という。)の中から避難に適した場所を指定します。

(略)

なお、勧告・ 指示によらず避難する場合は、直ちにその旨を市本部に連絡し、その後の処理について社会福祉班の指示に従います。

修正要
旨主な
修正内
容(1)

修正要
旨主な
修正内
容(1)

指定避難所が野外で、避難者を収容保護することが困難な場合等は、集団的に収容保護できるテント等適当な施設へ移送して保護します。

10 避難所の開設及び収容保護

社会福祉・教育各班(教育総務班、学校教育班)は、避難所を開設した場合、速やかに県支部総務班を経由して県本部防災班に連絡するとともに、その後の収容状況を毎日報告します。また、避難所には、本部職員を駐在員として派遣します。駐在員は、社会福祉・教育各班の指示に従い、収容状況の把握、飲料水・食料品・生活必需品等の配分、防疫清掃等衛生管理等、避難所の管理と収容者の保護にあたります。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めます。避難所の開設や避難者の収容保護に必要な労力は、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得るとともに、不足するときはボランティア等に協力を要請します。併せて、避難所の運営への女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮します。また、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めます。

市本部は、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めます。また、避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、特に負傷者、災害遺児、衰弱した高齢者、障がい者等の要配慮者の所在把握に努め、必要な保護を講じます(要配慮者の健康状態把握と要配慮者への情報提供には十分配慮)。さらに、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとなるよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等にも配慮します。

社会福祉・教育各班は、危機管理室を通じて、避難者の収容保護に必要な物資を確保するとともに、仮設トイレの設置等を行います。必要な物資等の確保が困難な場合は、危機管理室が県支部総務班を通じ県本部防災班に要請します。

市は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外に避難した被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、

指定避難所が野外で、避難者を収容保護することが困難な場合等は、集団的に収容保護できるテント等適当な施設へ移送して保護します。

10 避難所の開設及び収容保護

社会福祉・教育各班(教育総務班、学校教育班)は、避難所を開設した場合、速やかに県支部総務班を経由して県本部防災班に連絡するとともに、その後の収容状況を毎日報告します。また、避難所には、本部職員を駐在員として派遣します。駐在員は、社会福祉・教育各班の指示に従い、収容状況の把握、飲料水・食料品・生活必需品等の配分、防疫清掃等衛生管理等、避難所の管理と収容者の保護にあたります。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努め

ます。避難所の開設や避難者の収容保護に必要な労力は、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得るとともに、不足するときはボランティア等に協力を要請します。併せて、避難所の運営への女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮します。また、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めます。

市本部は、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めます。また、避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、特に負傷者、災害遺児、衰弱した高齢者、障がい者等の要配慮者の所在把握に努め、必要な保護を講じます(要配慮者の健康状態把握と要配慮者への情報提供には十分配慮)。さらに、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとなるよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等にも配慮します。

社会福祉・教育各班は、危機管理室を通じて、避難者の収容保護に必要な物資を確保するとともに、仮設トイレの設置等を行います。必要な物資等の確保が困難な場合は、危機管理室が県支部総務班を通じ県本部防災班に要請します。

(新規)

県地域
防災計
画修正
に対応

修正要
旨主な

<p>3章 6節 2項</p>	<p><u>生活環境の確保が図られるよう努めます。</u> なお、災害の規模、り災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況によっては、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を促します。</p> <p>11～12（略） 13 広域避難 災害の規模や、り災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況から、他市町村への避難や他市町村の応急仮設住宅への入居が適切と判断される場合は、必要に応じて、国の非常災害本部等を通して、関係省庁又は都道府県に広域避難収容に関する支援を要請します。</p> <p><u>他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議します。なお、他の都道府県の市町村に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求めます。</u></p> <p>《資料編》 S3-06-02-01 避難の実施責任者 S3-06-02-02 避難の指示 <u> </u> 者 S3-06-02-03 避難に関する措置を実施した場合の関係機関への通知 S3-06-02-04 避難の周知徹底事項 S3-06-02-05 避難の周知徹底方法 S3-06-02-06 避難にあたっての留意事項 S3-06-02-07 瑞浪市指定避難所・指定緊急避難場所 S3-06-02-08 避難指示 <u> </u> の連絡系統</p>	<p>なお、災害の規模、り災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況によっては、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を促します。</p> <p>11～12（略） 13 広域避難 災害の規模や、り災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況から、他市町村への避難や他市町村の応急仮設住宅への入居が適切と判断される場合は、必要に応じて、国の非常災害本部等を通して、関係省庁又は都道府県に広域避難収容に関する支援を要請します。</p> <p><u>他市町村への避難者の受け入れについては、県に調整・協議を要請します。ただし、県内の他市町村の場合は、必要に応じて、直接協議を行います。</u></p> <hr/> <p>《資料編》 S3-06-02-01 避難の実施責任者 S3-06-02-02 避難の指示、<u>勧告者</u> S3-06-02-03 避難に関する措置を実施した場合の関係機関への通知 S3-06-02-04 避難の周知徹底事項 S3-06-02-05 避難の周知徹底方法 S3-06-02-06 避難にあたっての留意事項 S3-06-02-07 瑞浪市指定避難所・指定緊急避難場所 S3-06-02-08 避難指示 <u>(緊急)</u>・<u>避難勧告</u>の連絡系統</p>	<p>修正内容(4)</p> <p>県地域防災計画修正に対応</p>
-------------------------	---	--	------------------------------------

6 節 8 項	P90	第8項 医療・助産計画 【実施担当部署】 _____ 健康づくり課 消防署 【マニュアル編】 M3-06-07 医療・助産計画	第8項 医療・助産計画 【実施担当部署】 <u>総務課</u> 健康づくり課 消防署 【マニュアル編】 M3-06-07 医療・助産計画	総務課 削除
6 節 9 項	P93	第9項 り災者救出計画 【実施担当部署】 社会福祉課 健康づくり課 消防署 _____ 危機管理室 【マニュアル編】 M3-06-08 り災者救出計画	第9項 り災者救出計画 【実施担当部署】 社会福祉課 健康づくり課 消防署 <u>総務課</u> 危機管理室 【マニュアル編】 M3-06-08 り災者救出計画	総務課 削除
3 章 6 節 14 項	P97 ～ P98	第14項 清掃計画 1 (略) 2 ゴミ収集・処理方法 ゴミの収集順序は、被災地の状況及びり災世帯における屋内清掃 状況等を考慮して決めます。当初は、災害廃棄物を重点とした対応 を行い、道路の確保に努めます。また、伝染病発生のおそれがある 地域については、健康づくり班と協議の上、その地域を優先します。 収集にあたっては、各班の収集地域を明確にし、災害廃棄物の分 別収集の徹底をり災市民に広報するとともに、ゴミ収集運搬班に指 示します。また、必要に応じ、地区ごとに災害廃棄物の仮置 <u>場</u> を設定します。収集したゴミのうち、リサイクルできない廃棄物は、 焼却施設による焼却処分を原則とします。不燃物又は焼却できない ゴミは、埋立処分場において処分します。 3～4 (略) 5 災害廃棄物の処理 市は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等） 等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理計画に基づ いて災害廃棄物処理実行計画を策定し、仮置場、最終処分地を確保し ます。また、必要に応じて広域処理を行う等により、災害廃棄物の計 画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理 を図ります。 <u>加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理 を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地 区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬 出を行います。</u> 大規模な災害が発生し、本市が廃棄物処理特例地域に指定された場	第14項 清掃計画 1 (略) 2 ゴミ収集・処理方法 ゴミの収集順序は、被災地の状況及びり災世帯における屋内清掃 状況等を考慮して決めます。当初は、災害廃棄物を重点とした対応 を行い、道路の確保に努めます。また、伝染病発生のおそれがある 地域については、健康づくり班と協議の上、その地域を優先します。 収集にあたっては、各班の収集地域を明確にし、災害廃棄物の分 別収集の徹底をり災市民に広報するとともに、ゴミ収集運搬班に指 示します。また、必要に応じ、地区ごとに災害廃棄物の仮置 <u>き</u> 場を 設定します。収集したゴミのうち、リサイクルできない廃棄物は、 焼却施設による焼却処分を原則とします。不燃物又は焼却できない ゴミは、埋立処分場において処分します。 3～4 (略) 5 災害廃棄物の処理 市は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等） 等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理計画に基づ いて災害廃棄物処理実行計画を策定し、仮置場、最終処分地を確保し ます。また、必要に応じて広域処理を行う等により、災害廃棄物の計 画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理 を図ります。 <u>(新規)</u> 大規模な災害が発生し、本市が廃棄物処理特例地域に指定された場	誤記修 正 修正要 旨主な 修正内 容(9)

		合は、必要に応じて国に災害廃棄物の代行処理を要請します。	合は、必要に応じて国に災害廃棄物の代行処理を要請します。	
3章 6節 18項	P100	<p>1 8項 その他のり災者の保護計画</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 要配慮者・避難行動要支援者対策</u> 瑞浪市は、発災時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めます。 避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮したものとします。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めます。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮します。</p> <p><u>3 在宅の要配慮者対策</u> 大規模災害時には、(略) 災害発生直後には、社会福祉班及び高齢福祉班は、直ちに社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会等の関係機関と協力し、在宅サービス利用者、ひとり暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿（避難行動要支援者名簿を含む）や地図を利用する等して、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努めます。 要配慮者を発見した場合は、①避難所への移動、②施設緊急入院等の緊急入所、③在宅福祉ニーズの把握(居宅での生活が可能な場合)等を進めます。 社会福祉班及び高齢福祉班は、災害発生後2～3日目より、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を実施します。避難所に移動した要配慮者については、関係各班の協力を得て、遅くとも発災1週間後を目途に、それぞれの要配慮者に適した組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めます。</p>	<p>第1 8項 その他のり災者の保護計画</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>2 在宅の要配慮者対策</u> 大規模災害時には、(略) 災害発生直後には、社会福祉班 高齢福祉班、<u>地域包括支援班</u>は、直ちに社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会等の関係機関と協力し、在宅サービス利用者、ひとり暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿（避難行動要支援者名簿を含む）や地図を利用する等して、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努めます。 要配慮者を発見した場合は、①避難所への移動、②施設緊急入院等の緊急入所、③在宅福祉ニーズの把握(居宅での生活が可能な場合)等を進めます。 社会福祉班 は、災害発生後2～3日目より、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を実施します。避難所に移動した要配慮者については、関係各班の協力を得て、遅くとも発災1週間後を目途に、それぞれの要配慮者に適した組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めます。</p>	修正要 旨主な 修正内 容(10)
3章 8節 2項	P104 ～ P105	<p>第8節</p> <p>第2項 電力施設の応急対策</p> <p>1 災害時における電気の保全 中部電力 <u>パワーグリッド</u>株式会社(以下「中部電力 <u>パワーグリッド</u> (株)」という。)は、災害によって電気施設に被害が発生した場合等には、被害状況の早期把握に努めるとともに、応急対策を実施して</p>	<p>第8節</p> <p>第2項 電力施設の応急対策</p> <p>1 災害時における電気の保全 中部電力 _____株式会社(以下「中部電力 _____ (株)」という。)は、災害によって電気施設に被害が発生した場合等には、被害状況の早期把握に努めるとともに、応急対策を実施して</p>	組織変 更によ る修正
				社名変 更

8 節 2 項		<p>市地域の電気の保安を図ります。加えて、危険な場所には標旗、標灯を掲げる等、人的危害の防止にあたります。また、市内の電力施設等に被害が発生した場合、中部電力<u>パワーグリッド</u>(株)は、被害状況等を消防総務班に報告します(市本部が開設されたとき)。</p> <p>中部電力<u>パワーグリッド</u>(株)は、火災の発生を承知したときは、直ちに現場に職員を派遣します。火災又は注水により危険があると認められる場合や、消防吏員、警察官の要請があった場合は、速やかに停電します。暴風雨、水害、地震等の非常災害時においては、民心の安定や重要機関への送電確保のため、極力送電を維持します。ただし、冠水等で危険と認められる場合は、当該地域への送電を停止します。</p> <p>漏電による火災等災害防止のため、電線の断線や電柱倒壊等を発見した者(機関)は、速やかに中部電力<u>パワーグリッド</u>(株)多治見営業所に連絡します。</p> <p>2 応急復旧</p> <p>中部電力<u>パワーグリッド</u>(株)は、必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努めるとともに、被災施設を早期に復旧します。復旧にあたっては、民心の安定と社会経済上の必要度を勘案し、その度合いの高い重要施設(主要病院、報道機関、通信関係、上下水道、主要官庁、交通機関、避難所、主要食料関係)から優先して復旧します。防災機関において特に早期供給を必要とする施設がある場合は、最寄りの事業所にその旨要請します。また、早期復旧のため、防災機関より道路情報を各電力機関に提供します。</p> <p><u>3～4 (略)</u></p>	<p>市地域の電気の保安を図ります。加えて、危険な場所には標旗、標灯を掲げる等、人的危害の防止にあたります。また、市内の電力施設等に被害が発生した場合、中部電力_____ (株)は、被害状況等を消防総務班に報告します(市本部が開設されたとき)。</p> <p>中部電力_____ (株)は、火災の発生を承知したときは、直ちに現場に職員を派遣します。火災又は注水により危険があると認められる場合や、消防吏員、警察官の要請があった場合は、速やかに停電します。暴風雨、水害、地震等の非常災害時においては、民心の安定や重要機関への送電確保のため、極力送電を維持します。ただし、冠水等で危険と認められる場合は、当該地域への送電を停止します。</p> <p>漏電による火災等災害防止のため、電線の断線や電柱倒壊等を発見した者(機関)は、速やかに中部電力_____ (株)多治見営業所に連絡します。</p> <p>2 応急復旧</p> <p>中部電力_____ (株)は、必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努めるとともに、被災施設を早期に復旧します。復旧にあたっては、民心の安定と社会経済上の必要度を勘案し、その度合いの高い重要施設(主要病院、報道機関、通信関係、上下水道、主要官庁、交通機関、避難所、主要食料関係)から優先して復旧します。防災機関において特に早期供給を必要とする施設がある場合は、最寄りの事業所にその旨要請します。また、早期復旧のため、防災機関より道路情報を各電力機関に提供します。</p> <p><u>3～4 (略)</u></p>	社名変更
3 章 8 節 3 項	P106	<p>第8節 第3項 通信施設の応急対策</p> <p>1 通信施設の応急復旧</p> <p>西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)は、災害によって通信施設に被害が発生した場合等には、被害状況の早期把握に努め、<u>速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する</u>とともに、応急対策を実施して通信機能の確保を図ります。被災した通信施設の応急復旧にあたっては、地域の災害対策に寄与するため、災害対策機関の緊急連</p>	<p>第8節 第3項 通信施設の応急対策</p> <p>1 通信施設の応急復旧</p> <p>西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)は、災害によって通信施設に被害が発生した場合等には、被害状況の早期把握に努め_____るとともに、応急対策を実施して通信機能の確保を図ります。被災した通信施設の応急復旧にあたっては、地域の災害対策に寄与するため、災害対策機関の緊急連</p>	県地域防災計画修正に対応

	P106	<p>絡通信の確保を優先して行います。市本部長は、孤立地域や特に通信確保を必要とする施設等がある場合、NTT西日本岐阜支店に早期復旧を要請します。また、NTT西日本岐阜支店は、災害によって市地域の公衆電気通信設備に被害が発生したときは、速やかに被害状況を危機管理室に報告します。</p>	<p>絡通信の確保を優先して行います。市本部長は、孤立地域や特に通信確保を必要とする施設等がある場合、NTT西日本岐阜支店に早期復旧を要請します。また、NTT西日本岐阜支店は、災害によって市地域の公衆電気通信設備に被害が発生したときは、速やかに被害状況を危機管理室に報告します。</p>	
3章 9節 2項	P107	<p>第9節 第2項 小中学校の応急対策 1～4 (略) 5 応急教育の実施 災害に伴う被害の程度により授業が不可能と判断される場合、学校教育班は、休校の措置をとります。ただし、正規の授業が困難な場合でも、可能な限り応急教育の実施に努めます。<u>公共交通の状況等によっては、オンライン授業の実施を検討します。</u> 災害後の授業実施にあたっては、授業方法、児童・生徒の保健、通学での危険防止等に十分留意します。また、緊急休校等の事態に備えて、各学校の実情に即した方法で、学校と児童・生徒との連絡方法・組織を整備・工夫します。</p>	<p>第9節 第2項 小中学校の応急対策 1～4 (略) 5 応急教育の実施 災害に伴う被害の程度により授業が不可能と判断される場合、学校教育班は、休校の措置をとります。ただし、正規の授業が困難な場合でも、可能な限り応急教育の実施に努めます。<u>_____</u> 災害後の授業実施にあたっては、授業方法、児童・生徒の保健、通学での危険防止等に十分留意します。また、緊急休校等の事態に備えて、各学校の実情に即した方法で、学校と児童・生徒との連絡方法・組織を整備・工夫します。</p>	<p>県地域 防災計 画修正 に対応</p>
3章 10節	P111	<p>第10節 1～2 (略) 3 応急復旧 災害により被害が発生した場合、速やかに調査報告します。市所管施設の場合、施設責任者は、<u>施設所管課</u>と協議し、速やかに応急復旧の措置を行います。被害の応急復旧が補助の対象となる場合は、被害状況を写真撮影し、被災の記録として保存します。</p>	<p>第10節 1～2 (略) 3 応急復旧 災害により被害が発生した場合、速やかに調査報告します。市所管施設の場合、施設責任者は、<u>社会福祉班長</u>と協議し、速やかに応急復旧の措置を行います。被害の応急復旧が補助の対象となる場合は、被害状況を写真撮影し、被災の記録として保存します。</p>	<p>所管変 更</p>
4章 2節	P116	<p>第4章 災害復旧計画 第2節 産業の復興 第1項 (略) 第2項 事業資金等融資計画 1～2 (略) 3 融資相談所の役割 融資相談所では、資金の融資の斡旋について相談に応じるとともに、融資希望者のとりまとめを行います。融資希望者<u>を</u>とりまとめた場合、関係各班は、岐阜県地域防災計画に従って融資希望状況を報告します。</p>	<p>第4章 災害復旧計画 第2節 産業の復興 第1項 (略) 第2項 事業資金等融資計画 1～2 (略) 3 融資相談所の役割 融資相談所では、資金の融資の斡旋について相談に応じるとともに、融資希望者のとりまとめを行います。融資希望者<u>の</u>とりまとめた場合、関係各班は、岐阜県地域防災計画に従って融資希望状況を報告します。</p>	<p>誤字修 正</p>
4章	P118	<p>第3節 り災者の支援 第1項 り災者の生活支援 (略)</p>	<p>第3節 り災者の支援 第1項 り災者の生活支援 (略)</p>	

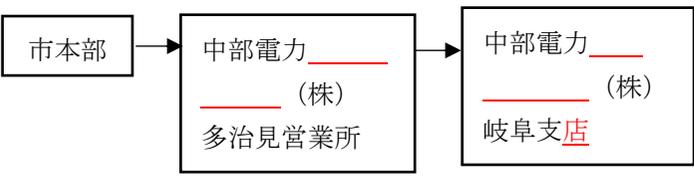
M3-06-10	M-39	M3-06-10 災害援護資金等貸与計画				M3-06-10 災害援護資金等貸与計画				組織改編による修正	
		部	班	業務内容	摘要	部	班	業務内容	摘要		
			2-1 社会福祉班 <u>及び子育て支援班</u> は、災害援護資金等の貸与を実施する	(略)	(略)		2-1 社会福祉班 <u>_____</u> は、災害援護資金等の貸与を実施する	(略)	(略)		
M3-06-13	M-44	M3-06-13 清掃計画				M3-06-13 清掃計画				誤記修正	
		部	班	業務内容	摘要	部	班	業務内容	摘要		
			1-1 清掃班は、ごみの収集陣順序を決定し、委託業者に収集を要請する	1-1-4 廃棄物の処理計画フローに基づき、災害廃棄物の仮置 <u>_____</u> 場、処分方法、処分場所等を決定する	S3-06-1 3-03 災害廃棄物の処理計画フロー		1-1 清掃班は、ごみの収集陣順序を決定し、委託業者に収集を要請する	1-1-4 廃棄物の処理計画フローに基づき、災害廃棄物の仮置 <u>き</u> 場、処分方法、処分場所等を決定する	S3-06-1 3-03 災害廃棄物の処理計画フロー		
M3-06-17a	M-49	M3-06-17a その他のり災者の保護計画				M3-06-17a その他のり災者の保護計画				組織改編による修正	
		部	班	業務内容	摘要	部	班	業務内容	摘要		
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
		3 民生部、教育委員会は、要保護児童の保護措置を実施する	3-1 <u>子育て支援</u> 班、学校教育班は、要保護児童を保護する	(略)	(略)	3 民生部、教育委員会は、要保護児童の保護措置を実施する	3-1 <u>社会福祉</u> 班、学校教育班は、要保護児童を保護する	(略)	(略)		(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
7 民生部は災害弔慰金を支給する	<u>7-1 社会福祉班は、災害弔慰金を支給す</u>	7-1-1 瑞浪市災害弔慰金の支給 <u>等</u> に関する		7 民生部は災害弔慰金を支給する	<u>(新規)</u>	7-1-1 瑞浪市災害弔慰金の支給 <u>_____</u> に関する					

			<u>る</u>	条例の定めにより、災害弔慰金、災害障害見舞金 <u>の支給</u> 、災害援護資金の貸付を実施する				条例の定めにより、災害弔慰金、災害障害見舞金 <u>_____</u> 、災害援護資金の貸付を実施する			
		8 民生部は被災者生活再建支援金の申請を受け付ける	<u>8-1 社会福祉班は、被災者生活支援法の指定を受けた場合、被災者生活再建支援金の申請を受け付ける</u>	(略)	(略)			8 民生部は被災者生活再建支援金 <u>を支給する</u>	<u>(新規)</u>	(略)	(略)
		<u>9 民生部は被災者生活・住宅再建支援金を支給する</u>	<u>9-1 社会福祉班は、被災者生活・住宅再建支援金を支給する</u>	<u>9-1-1 住宅被害の認定を行い、瑞浪市被災者生活・住宅再建支援金支給要綱の定めにより支援金を支給する</u>				<u>(新規)</u>			
M3-10-01	M-59	M3-10-01 社会福祉施設の対策				M3-10-01 社会福祉施設の対策				組織改編による修正	
		部	班	業務内容	摘要	部	班	業務内容	摘要		
		3 民生部は、社会福祉施設の対策を実施する	1-1 社会福祉班、 <u>子育て支援班</u> 及び高齢福祉班は、社会福祉施設入所者の安全を確保する	1-1-2 幼稚園 <u>等</u> において、保育を継続することにより乳児・幼児の安全の確保が困難な場合、臨時休園とし、乳児・幼児を直接保護者へ引渡す等必要な措置をとる	(略)	3 民生部は、社会福祉施設の対策を実施する	1-1 社会福祉班_____及び高齢福祉班は、社会福祉施設入所者の安全を確保する	1-1-2 幼稚園 <u>__</u> において、保育を継続することにより乳児・幼児の安全の確保が困難な場合、臨時休園とし、乳児・幼児を直接保護者へ引渡す等必要な措置をとる	(略)		

S2-07-01-01	S-36	S2-07-01-01 消防力の現況 (3) 消防水利の現況 <u>*別紙第7のとおり変更する。</u>	S2-07-01-01 消防力の現況																																	
S2-13-01-01	S41	S2-13-01-01 自主防災組織一覧 <u>*別紙第8のとおり変更する。</u>	S2-13-01-01 自主防災組織一覧	隊員・世帯数の変更																																
S3-01-01-01	S-42	S3-01-01-01 警報・注意報発表基準一覧表 <u>*別紙第9のとおり変更する。</u>	S3-01-01-01 警報・注意報発表基準一覧表	岐阜地方気象台による修正																																
S3-02-01-08	S60～ S62-3	S3-02-01-08 災害時応援協定等一覧 (2) 民間企業・団体	S3-02-01-08 災害時応援協定等一覧 (2) 民間企業・団体	修正要旨 主な修正内容(12)																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>協定名</th> <th>協定先</th> <th>締結内容</th> <th>締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>49</td> <td>災害時等における支援協力に関する協定</td> <td>司企業株式会社</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>50</u></td> <td><u>災害時における応援協力に関する協定</u></td> <td><u>多治見地区電気工事業協同組合瑞浪部会</u></td> <td><u>市有施設等の電気設備の被災状況に関する調査及び応急対応について</u></td> <td><u>令和2年7月6日</u></td> </tr> <tr> <td><u>51</u></td> <td><u>非常災害発生時における土地等の使用に関する</u></td> <td><u>中部電力パワーグリッド株式会社多治見営業所</u></td> <td><u>非常災害の復旧のための基地としての使用に</u></td> <td><u>令和2年7月10日</u></td> </tr> </tbody> </table>			協定名	協定先	締結内容	締結年月日	49	災害時等における支援協力に関する協定	司企業株式会社	(略)	(略)	<u>50</u>	<u>災害時における応援協力に関する協定</u>	<u>多治見地区電気工事業協同組合瑞浪部会</u>	<u>市有施設等の電気設備の被災状況に関する調査及び応急対応について</u>	<u>令和2年7月6日</u>	<u>51</u>	<u>非常災害発生時における土地等の使用に関する</u>	<u>中部電力パワーグリッド株式会社多治見営業所</u>	<u>非常災害の復旧のための基地としての使用に</u>	<u>令和2年7月10日</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>協定名</th> <th>協定先</th> <th>締結内容</th> <th>締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>49</td> <td>災害時等における支援協力に関する協定</td> <td>司企業株式会社</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"><u>(新規)</u></td> </tr> </tbody> </table>		協定名	協定先	締結内容	締結年月日	49	災害時等における支援協力に関する協定	司企業株式会社	(略)	(略)	<u>(新規)</u>	
	協定名	協定先	締結内容	締結年月日																																
49	災害時等における支援協力に関する協定	司企業株式会社	(略)	(略)																																
<u>50</u>	<u>災害時における応援協力に関する協定</u>	<u>多治見地区電気工事業協同組合瑞浪部会</u>	<u>市有施設等の電気設備の被災状況に関する調査及び応急対応について</u>	<u>令和2年7月6日</u>																																
<u>51</u>	<u>非常災害発生時における土地等の使用に関する</u>	<u>中部電力パワーグリッド株式会社多治見営業所</u>	<u>非常災害の復旧のための基地としての使用に</u>	<u>令和2年7月10日</u>																																
	協定名	協定先	締結内容	締結年月日																																
49	災害時等における支援協力に関する協定	司企業株式会社	(略)	(略)																																
<u>(新規)</u>																																				

			<u>る覚書</u>		<u>ついて</u>			
	<u>5 2</u>	<u>瑞浪市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定</u>	<u>社会福祉法人瑞浪市社会福祉協議会</u>	<u>災害ボランティアセンターの設置及び運営について</u>	<u>令和2年1月16日</u>			
	<u>5 3</u>	<u>応急生活物資の調達及び供給等に関する協定</u>	<u>株式会社オークワ</u>	<u>応急生活物資の調達及び供給並びに店舗駐車場を一時的な避難場所等として使用することについて</u>	<u>令和2年1月16日</u>			
	<u>5 4</u>	<u>災害時における応急生活物資の供給に関する協定</u>	<u>株式会社ユタカファーマシニ</u>	<u>応急生活物資の調達及び供給等について</u>	<u>令和2年1月28日</u>			
	<u>5 5</u>	<u>災害時における応急生活物資供給に関する協定</u>	<u>生活協同組合コープぎふ</u>	<u>応急生活物資の供給及び運搬等について</u>	<u>令和3年2月4日</u>			
	<u>5 6</u>	<u>災害時における地図製品等の供給等に関する協定</u>	<u>株式会社ゼンリン中部支社</u>	<u>地図製品等の供給等について</u>	<u>令和3年2月5日</u>			
							<u>(新規)</u>	

		<u>57</u> <u>災害時における支援協力に関する協定</u>	<u>株式会社エィ・ダブリュ瑞浪</u>	<u>一時避難場所・救援物資等受入施設・ライフライン復旧工事等に必要用地の提供及び荷役支援等について</u>	<u>令和3年3月3日</u>		
		<u>58</u> <u>大規模災害時における道路啓開等に関する協定</u>	<u>中部電力パワーグリッド株式会社多治見営業所</u>	<u>停電復旧に係る応急措置の実施に支障となる障害物等の除去等の実施について</u>	<u>令和3年3月26日</u>		
		<u>59</u> <u>災害時における資機材供給に関する協定</u>	<u>東濃コア一株式会社</u>	<u>避難所の設営等に必要段ボール資機材の供給等について</u>	<u>令和3年3月29日</u>		
		S3-04-01-05 第2段階において収集すべき被害情報		S3-04-01-05 第2段階において収集すべき被害情報			
S3-04-01-05	S-75	1	被害状況	1	被害状況	修正要旨 主な修正 内容 (1)	
		2	<u> </u> 避難指示 <u> </u> 又は警戒区域の設定状況	2	<u>避難勧告、避難指示 (緊急)</u> 又は警戒区域の設定状況		
		3	避難所の設備状況	3	避難所の設備状況		
		4	(略)	4	(略)		

		用途別区分 基準	(略)	(略)	(略)	
		報告方法及び 留意事項	<input type="checkbox"/> 県施設は、(略) <input type="checkbox"/> 私立施設は、(略) <input type="checkbox"/> 報告書の区分欄は、次のように区分する。 <u> </u> 小学校、中学校、図書館、公民館、体育施設、学校給食センター、化石博物館、陶磁資料館、市之瀬廣太記念美術館、地球回廊等	報告方法及び 留意事項	<input type="checkbox"/> 県施設は、(略) <input type="checkbox"/> 私立施設は、(略) <input type="checkbox"/> 報告書の区分欄は、次のように区分する。 <u>幼稚園</u> 、小学校、中学校、図書館、公民館、体育施設、学校給食センター、化石博物館、陶磁資料館、市之瀬廣太記念美術館、地球回廊等	
		(略)		(略)		
S3-04-03-02	S-97	S3-04-03-02 利用可能な通信施設及び方法 (1) 有線通信施設 ア～ウ (略) エ 中部電力電話 (中部電力 <u>パワーグリッド</u> 株式会社多治見営業所) 非常通信を要するときは、中部電力 <u>パワーグリッド</u> (株) 多治見営業所の協力を得て、中部電力の電話により通信の伝達を依頼する。中部電力電話による通信可能な機関及びその系統は次のとおりである。	 <pre> graph LR A[市本部] --> B[中部電力 <u>パワーグリッド</u> (株) 多治見営業所] B --> C[中部電力 <u>パワーグリッド</u> (株) 岐阜支社] </pre>	S3-04-03-02 利用可能な通信施設及び方法 (1) 有線通信施設 ア～ウ (略) エ 中部電力電話 (中部電力 <u> </u> 株式会社多治見営業所) 非常通信を要するときは、中部電力 <u> </u> (株) 多治見営業所の協力を得て、中部電力の電話により通信の伝達を依頼する。 中部電力電話による通信可能な機関及びその系統は次のとおりである。	 <pre> graph LR A[市本部] --> B[中部電力 <u> </u> (株) 多治見営業所] B --> C[中部電力 <u> </u> (株) 岐阜支店] </pre>	社名変更
S3-04-03-05	S-101 ～102	S3-04-03-05 瑞浪市防災行政無線局運用管理規定 第1条 (略) (定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行うものの総体をいう。		S3-04-03-05 瑞浪市防災行政無線局運用管理規定 第1条 (略) (定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行うものの総体をいう。		

	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2)</u> 同報親局 同報子局等に対して、同一内容の通報を行うために設置する無線局をいう。</p> <p><u>(3)</u> 同報子局 同報親局の通報を受信するために設置する無線局をいう。</p> <p><u>(4)</u> 中継局 同報親局の通報を中継するために設置する無線局をいう。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(設置)</p> <p>第3条 無線局の設置場所、種別及び呼出名称は、別表第1に掲げるところによる。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第4条～第10条 (略)</p> <p>(通信の種類)</p> <p>第11条 通信の種類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 緊急通報 災害の発生又は発生の恐れのある場合その他緊急性を要する事態が発生した場合に同報親局から行う通報をいう。</p> <p>(2) 普通通報 平常時に同報親局から行う通報をいう。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(2) 基地局 陸上移動局と通信を行うため、陸上に開設する移動しない無線局をいう。</u></p> <p><u>(3) 陸上移動局 陸上を移動中、又は特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。</u></p> <p><u>(4)</u> 同報親局 同報子局等に対して、同一内容の通報を行うために設置する無線局をいう。</p> <p><u>(5)</u> 同報子局 同報親局の通報を受信するために設置する無線局をいう。</p> <p><u>(6)</u> 中継局 同報親局の通報を中継するために設置する無線局をいう。</p> <p><u>(7) 戸別受信機 同報親局の通報を受信する屋内設置の設備をいう。</u></p> <p>(設置)</p> <p>第3条 無線局の設置場所、種別及び呼出名称は、別表第1に掲げるところによる。</p> <p><u>2 戸別受信機は、市長が指定した公共機関等及び同報子局による通報が難聴である住宅に設置する。</u></p> <p>第4条～第10条 (略)</p> <p>(通信の種類)</p> <p>第11条 通信の種類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 緊急通報 災害の発生又は発生の恐れのある場合その他緊急性を要する事態が発生した場合に同報親局から行う通報をいう。</p> <p>(2) 普通通報 平常時に同報親局から行う通報をいう。</p> <p><u>(3) 緊急通話 災害の発生又は発生の恐れのある場合その他緊急性を要する事態が発生した場合に基地局と陸上移動局及び陸上移動局相互間で行う通話をいう。</u></p> <p><u>(4) 普通通話 平常時に基地局と陸上移動局及び陸上移動局相互間で行う通話をいう。</u></p>	<p>R3. 5. 31</p> <p>陸上移動局廃止に伴い削除</p> <p>戸別受信機 廃止 (同報無線デジタル化に伴い廃止) により削除</p> <p>陸上移動局廃止に伴い削除</p>
--	--	--	---

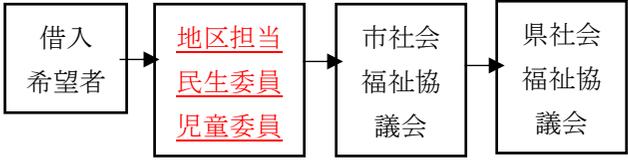
		<p>第12条～第14条 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第16条～第21条 (略)</p>	<p>第12条～第14条 (略)</p> <p>(通信訓練)</p> <p><u>第15条 無線管理者は、災害の発生に対処するために、次に掲げる通信訓練を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 総合通信訓練 (総合防災訓練に併せたもの)</u></p> <p><u>年1回以上</u></p> <p><u>(2) 定期通信訓練 毎四半期に1回以上通信統制訓練及び情報伝達訓練を別表第3に掲げる通信系統図に従って行うものとする。</u></p> <p>第16条～第21条 (略)</p>	<p>陸上移動局廃止に伴い、基地局と移動局との通信訓練廃止</p>
S3-04-03-07	S-106～109	<p>S3-04-03-07 市防災行政無線</p> <p><u>(1) *別紙第10のとおり変更する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>S3-04-03-07 市防災行政無線</p> <p><u>(1) 同報系無線通信施設</u></p> <p><u>(2) 移動系無線局</u></p>	<p>移動系無線局廃止</p>
S3-04-03-10	S-110	<p>S3-04-03-10 防災活動上特に重要な情報通信</p> <p><input type="checkbox"/> 警報の発表及び伝達並びに避難<u>情報</u>に<u>関すること。</u></p> <p><input type="checkbox"/> 消防、水防その他応急措置に関すること。</p> <p>(略)</p>	<p>S3-04-03-10 防災活動上特に重要な情報通信</p> <p><input type="checkbox"/> 警報の発表及び伝達並びに避難<u>勧告又は避難指示 (緊急)</u>に<u>関すること。</u></p> <p><input type="checkbox"/> 消防、水防その他応急措置に関すること。</p> <p>(略)</p>	<p>修正要旨 主な修正内容(1)</p>
S3-04-03-10	S-112	<p>S3-04-04-05 広報の内容</p> <p>地震発生直後は、住民の適切な判断と安全な行動を促す内容の広報を迅速に行う。以後、り災者のニーズに応じたきめ細やかな情報提供を行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等災害弱者に配慮した広報に努める。また、情報の混乱を避けるため、関係機関との十分な連携を保つ。</p> <p>ア 地震災害の状況に関すること。</p> <p>イ 避難に関すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 市が実施した避難<u>情報の内容、避難場所</u></p> <p><input type="checkbox"/> 居住者がとるべき行動</p> <p>(略)</p>	<p>S3-04-04-05 広報の内容</p> <p>地震発生直後は、住民の適切な判断と安全な行動を促す内容の広報を迅速に行う。以後、り災者のニーズに応じたきめ細やかな情報提供を行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等災害弱者に配慮した広報に努める。また、情報の混乱を避けるため、関係機関との十分な連携を保つ。</p> <p>ア 地震災害の状況に関すること。</p> <p>イ 避難に関すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 市が実施した避難<u>勧告、避難場所又は指示の内容</u></p> <p><input type="checkbox"/> 居住者がとるべき行動</p> <p>(略)</p>	<p>修正要旨 主な修正内容(1)</p>

S3-05-03-01	S-115	S3-05-03-01 防災(水防)倉庫所在地				S3-05-03-01 防災(水防)倉庫所在地				新規設置
		地区	施設名	住所		地区	施設名	住所		
		瑞浪地区	略	略		瑞浪地区	略	略		
		土岐地区	土岐小学校	瑞浪市土岐町6451-4		土岐地区	土岐小学校	瑞浪市土岐町6451-4		
			桜寿荘(さくら)	瑞浪市土岐町5200			桜寿荘(さくら)	瑞浪市土岐町5200		
			<u>瑞浪北中学校</u>	<u>瑞浪市土岐町973</u>			<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>		
		明世地区	略	略		明世地区	略	略		
		略	略	略		略	略	略		
S3-05-03-02	S-116 ~117- 2	S3-05-03-02 防災(水防)倉庫物資・資機材備蓄状況 <u>*別紙11のとおり変更する。</u>				S3-05-03-02 防災(水防)倉庫物資・資機材備蓄状況				修正要旨 主な修正 内容(13)
S3-05-03-04	S-118	S3-05-03-04 浸水想定区域内要配慮者利用施設				S3-05-03-04 浸水想定区域内要配慮者利用施設				閉所
		施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	
		略	略	略	略	略	略	略	略	
		デイサービス遊 楽苑・瑞浪	瑞浪市松ヶ瀬町4丁 目55-2	68-2160	67-2943	デイサービス遊 楽苑・瑞浪	瑞浪市松ヶ瀬町4丁 目55-2	68-2160	67-2943	
		わごうホーム	瑞浪市薬師町2丁目3 4-1	67-5571	67-5571	わごうホーム	瑞浪市薬師町2丁目3 4-1	67-5571	67-5571	
		略	略	略	略	略	略	略	略	
S3-06-01-05	S-125	S3-06-01-05 岐阜県災害救助法施行細則(別表第一) <u>*別紙第12のとおり変更する。</u>				S3-06-01-05 岐阜県災害救助法施行細則(別表第一)				

S3-06-02-01	S-132	<p>S3-06-02-01 避難の実施責任者 避難のための立退き指示_____及び避難所の開設並びに避難所への収容保護は次の者が行う。 <u>(削除)</u> _____避難の指示 (略)</p>	<p>S3-06-02-01 避難の実施責任者 避難のための立退き指示、<u>勧告</u>及び避難所の開設並びに避難所への収容保護は次の者が行う。 <u>(1) 避難の勧告 — 災害全般について — 市長 (災対法第60条)</u> <u>(2) 避難の指示 (略)</u></p>	修正要旨 主な修正 内容(1)																
S3-06-02-02	S-133	<p>S3-06-02-02 避難の指示_____者</p> <table border="1" data-bbox="297 507 1113 651"> <thead> <tr> <th>避難の指示_____者</th> <th>指示内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市本部長</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>災害派遣中の自衛官</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	避難の指示_____者	指示内容	市本部長	略	略	略	災害派遣中の自衛官	略	<p>S3-06-02-02 避難の指示、<u>勧告</u>者</p> <table border="1" data-bbox="1144 507 1960 651"> <thead> <tr> <th>避難の指示、<u>勧告</u>者</th> <th>指示内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市本部長</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>災害派遣中の自衛官</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	避難の指示、 <u>勧告</u> 者	指示内容	市本部長	略	略	略	災害派遣中の自衛官	略	修正要旨 主な修正 内容(1)
避難の指示_____者	指示内容																			
市本部長	略																			
略	略																			
災害派遣中の自衛官	略																			
避難の指示、 <u>勧告</u> 者	指示内容																			
市本部長	略																			
略	略																			
災害派遣中の自衛官	略																			
S3-06-02-05	S-134	<p>S3-06-02-05 避難の周知徹底方法 地域住民等に対する避難の指示_____は、最も適切な方法で行う。 特に短時間nに周知徹底を図るため、必要に応じて次の方法を併用する等、万全を期す。</p> <table border="1" data-bbox="297 826 1113 1075"> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 市防災行政無線 (略) </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 関係機関への伝達 ・避難の指示_____地域に市施設がある場合、一般の伝達徹底のほか、所管する班から直接電話又は伝令をもって徹底する。 </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 市防災行政無線 (略)	<input type="checkbox"/> 関係機関への伝達 ・避難の指示_____地域に市施設がある場合、一般の伝達徹底のほか、所管する班から直接電話又は伝令をもって徹底する。	<p>S3-06-02-05 避難の周知徹底方法 地域住民等に対する避難の指示、<u>勧告</u>は、最も適切な方法で行う。 特に短時間nに周知徹底を図るため、必要に応じて次の方法を併用する等、万全を期す。</p> <table border="1" data-bbox="1144 826 1960 1075"> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 市防災行政無線 (略) </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 関係機関への伝達 ・避難の指示、<u>勧告</u>地域に市施設がある場合、一般の伝達徹底のほか、所管する班から直接電話又は伝令をもって徹底する。 </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 市防災行政無線 (略)	<input type="checkbox"/> 関係機関への伝達 ・避難の指示、 <u>勧告</u> 地域に市施設がある場合、一般の伝達徹底のほか、所管する班から直接電話又は伝令をもって徹底する。	修正要旨 主な修正 内容(1)												
<input type="checkbox"/> 市防災行政無線 (略)																				
<input type="checkbox"/> 関係機関への伝達 ・避難の指示_____地域に市施設がある場合、一般の伝達徹底のほか、所管する班から直接電話又は伝令をもって徹底する。																				
<input type="checkbox"/> 市防災行政無線 (略)																				
<input type="checkbox"/> 関係機関への伝達 ・避難の指示、 <u>勧告</u> 地域に市施設がある場合、一般の伝達徹底のほか、所管する班から直接電話又は伝令をもって徹底する。																				
S3-06-02-07	S-137	<p>S3-06-02-07 瑞浪市指定避難所・指定緊急避難場所 (1) 指定避難所～(4) 指定緊急避難場所 <u>*別紙第13のとおり変更する。</u></p>	<p>S3-06-02-07 瑞浪市指定避難所・指定緊急避難場所 (1) 指定避難所～(4) 指定緊急避難場所</p>	洪水ハザードマップ に対応																

S3-06-02-07	S-141	S3-06-02-07 瑞浪市指定避難所・指定緊急避難場所 (1)～(4)略 (5)テント保有状況	S3-06-02-07 瑞浪市指定避難所・指定緊急避難場所 (1)～(4)略 (5)テント保有状況	令和2年度テント購入																																																																																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保管場所</th> <th rowspan="2">数量</th> <th colspan="2">収容可能人員</th> </tr> <tr> <th>単位当たり収容</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防倉庫</td> <td><u>38</u></td> <td>6</td> <td><u>228</u></td> </tr> <tr> <td>福祉事務所</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所		数量	収容可能人員		単位当たり収容	人員	水防倉庫	<u>38</u>	6	<u>228</u>	福祉事務所	2	6	12	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保管場所</th> <th rowspan="2">数量</th> <th colspan="2">収容可能人員</th> </tr> <tr> <th>単位当たり収容</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防倉庫</td> <td><u>18</u></td> <td>6</td> <td><u>108</u></td> </tr> <tr> <td>福祉事務所</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	数量	収容可能人員		単位当たり収容	人員	水防倉庫	<u>18</u>	6	<u>108</u>	福祉事務所	2	6	12	(略)	(略)	(略)	(略)																																																									
保管場所	数量	収容可能人員																																																																																															
		単位当たり収容	人員																																																																																														
水防倉庫	<u>38</u>	6	<u>228</u>																																																																																														
福祉事務所	2	6	12																																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																														
保管場所	数量	収容可能人員																																																																																															
		単位当たり収容	人員																																																																																														
水防倉庫	<u>18</u>	6	<u>108</u>																																																																																														
福祉事務所	2	6	12																																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																														
S3-06-02-08	S-142	S3-06-02-08 避難指示 <u> </u> の連絡系統 (略)	S3-06-02-08 避難指示 <u>(緊急)</u> ・ <u>避難勧告</u> の連絡系統 (略)	修正要旨 主な修正内容(1)																																																																																													
S3-06-07-02	S-157	S3-06-07-02 市内医療機関一覧 令和 <u>3</u> 年6月1日現在 (1)病院(略) (2)診療所	S3-06-07-02 市内医療機関一覧 令和 <u>2</u> 年6月1日現在 (1)病院(略) (2)診療所																																																																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> <th>電話番号</th> <th>診療科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広瀬クリニック</td> <td>穂並 2-119</td> <td>廣瀬仁宏</td> <td>66-2112</td> <td>内 呼 小 アレ</td> </tr> <tr> <td>宮川クリニック</td> <td>宮前町 2-38</td> <td>宮川晴子</td> <td>68-2959</td> <td>皮</td> </tr> <tr> <td>明生クリニック</td> <td>北小田町 2-198</td> <td>加藤隆文</td> <td>68-0068</td> <td>胃腸 内 外 放 リハ</td> </tr> <tr> <td>わだ内科外科クリニック</td> <td>山田町 671-11</td> <td><u>丹羽信之介</u></td> <td>68-3177</td> <td>内 消 外 皮 リハ</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東濃中央クリニック</td> <td>松ヶ瀬町 1-14-1</td> <td>大林浩幸</td> <td>67-1118</td> <td>呼 アレ 消 老年 リハ</td> </tr> <tr> <td>東濃眼科</td> <td><u>西小田町 5-46</u></td> <td>宮崎洋次</td> <td>67-3413</td> <td>眼</td> </tr> </tbody> </table>	名称		所在地	管理者	電話番号	診療科目	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	広瀬クリニック	穂並 2-119	廣瀬仁宏	66-2112	内 呼 小 アレ	宮川クリニック	宮前町 2-38	宮川晴子	68-2959	皮	明生クリニック	北小田町 2-198	加藤隆文	68-0068	胃腸 内 外 放 リハ	わだ内科外科クリニック	山田町 671-11	<u>丹羽信之介</u>	68-3177	内 消 外 皮 リハ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	東濃中央クリニック	松ヶ瀬町 1-14-1	大林浩幸	67-1118	呼 アレ 消 老年 リハ	東濃眼科	<u>西小田町 5-46</u>	宮崎洋次	67-3413	眼	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> <th>電話番号</th> <th>診療科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広瀬クリニック</td> <td>穂並 2-119</td> <td>廣瀬仁宏</td> <td>66-2112</td> <td>内 呼 小 アレ</td> </tr> <tr> <td><u>みずなみ岩垣産婦人科</u></td> <td><u>樽上町 2-2-2</u></td> <td><u>岩垣重秋</u></td> <td><u>67-1747</u></td> <td><u>産婦</u></td> </tr> <tr> <td>宮川クリニック</td> <td>宮前町 2-38</td> <td>宮川晴子</td> <td>68-2959</td> <td>皮</td> </tr> <tr> <td>明生クリニック</td> <td>北小田町 2-198</td> <td>加藤隆文</td> <td>68-0068</td> <td>胃腸 内 外 放 リハ</td> </tr> <tr> <td>わだ内科外科クリニック</td> <td>山田町 671-11</td> <td>和田<u>喜美夫</u></td> <td>68-3177</td> <td>内 消 外 皮 リハ</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東濃中央クリニック</td> <td>松ヶ瀬町 1-14-1</td> <td>大林浩幸</td> <td>67-1118</td> <td>呼 アレ 消 老年 リハ</td> </tr> <tr> <td>東濃眼科</td> <td><u>北小田町 2-177</u></td> <td>宮崎洋次</td> <td>67-3413</td> <td>眼</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	管理者	電話番号	診療科目	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	広瀬クリニック	穂並 2-119	廣瀬仁宏	66-2112	内 呼 小 アレ	<u>みずなみ岩垣産婦人科</u>	<u>樽上町 2-2-2</u>	<u>岩垣重秋</u>	<u>67-1747</u>	<u>産婦</u>	宮川クリニック	宮前町 2-38	宮川晴子	68-2959	皮	明生クリニック	北小田町 2-198	加藤隆文	68-0068	胃腸 内 外 放 リハ	わだ内科外科クリニック	山田町 671-11	和田 <u>喜美夫</u>	68-3177	内 消 外 皮 リハ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	東濃中央クリニック	松ヶ瀬町 1-14-1	大林浩幸	67-1118	呼 アレ 消 老年 リハ	東濃眼科	<u>北小田町 2-177</u>	宮崎洋次
名称	所在地	管理者	電話番号	診療科目																																																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																													
広瀬クリニック	穂並 2-119	廣瀬仁宏	66-2112	内 呼 小 アレ																																																																																													
宮川クリニック	宮前町 2-38	宮川晴子	68-2959	皮																																																																																													
明生クリニック	北小田町 2-198	加藤隆文	68-0068	胃腸 内 外 放 リハ																																																																																													
わだ内科外科クリニック	山田町 671-11	<u>丹羽信之介</u>	68-3177	内 消 外 皮 リハ																																																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																													
東濃中央クリニック	松ヶ瀬町 1-14-1	大林浩幸	67-1118	呼 アレ 消 老年 リハ																																																																																													
東濃眼科	<u>西小田町 5-46</u>	宮崎洋次	67-3413	眼																																																																																													
名称	所在地	管理者	電話番号	診療科目																																																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																													
広瀬クリニック	穂並 2-119	廣瀬仁宏	66-2112	内 呼 小 アレ																																																																																													
<u>みずなみ岩垣産婦人科</u>	<u>樽上町 2-2-2</u>	<u>岩垣重秋</u>	<u>67-1747</u>	<u>産婦</u>																																																																																													
宮川クリニック	宮前町 2-38	宮川晴子	68-2959	皮																																																																																													
明生クリニック	北小田町 2-198	加藤隆文	68-0068	胃腸 内 外 放 リハ																																																																																													
わだ内科外科クリニック	山田町 671-11	和田 <u>喜美夫</u>	68-3177	内 消 外 皮 リハ																																																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																													
東濃中央クリニック	松ヶ瀬町 1-14-1	大林浩幸	67-1118	呼 アレ 消 老年 リハ																																																																																													
東濃眼科	<u>北小田町 2-177</u>	宮崎洋次	67-3413	眼																																																																																													

		澤崎内科科 ニツク	益見町 1- 125	澤崎貴子	68-2525	内									
S3-06-07-04	S-160	S3-06-07-04 岐阜県医師会災害医療救護隊土岐支部編成表 令和 3年 9月 1日現在					S3-06-07-04 岐阜県医師会災害医療救護隊土岐支部編成表 令和 2年 6月 1日現在								
		(略)	(略)					(略)	(略)						
		第 2 班	(長) 瀬尾 裕志 68-2733 館 正之 68-3043 加藤慶太朗 67-1221	(副) 野田 和也 68-1817 塚田 英文 66-1103					第 2 班	(長) 瀬尾 裕志 68-2733 館 正之 68-3043 加藤慶太朗 67-1221	(副) 野田 和也 68-1817 塚田 英文 66-1103				
		第 3 班	(長) 福田 成司 66-2217 <u>澤崎 貴子 68-2525</u>	(副) <u>矢野 元子 69-2005</u> 大林 浩幸 67-1118					第 3 班	(長) 福田 成司 66-2217 <u>矢野 元子 69-2005</u> <u>浅野 貴光 67-1118</u>	(副) <u>菱田 守彦 68-8686</u> 大林 浩幸 67-1118				
		第 4 班	(長) <u>金田 正博 68-0551</u> <u>丹羽信之介 68-3177</u>	(副) 佐々木重位 66-6611					第 4 班	(長) <u>和田喜美夫 68-3177</u> <u>金田 正博 68-0551</u>	(副) 佐々木重位 66-6611				
		予備班	加藤 隆 68-0068 嶋崎 重一 67-2363 加藤 勝利 66-0101 加藤 真美 67-1221	石田 康雄 65-2390 岩島 康敏 68-6116					予備班	<u>服部 侑子 65-2701</u> 嶋崎 重一 67-2363 <u>岩垣 重秋 67-1747</u> 加藤 勝利 66-0101 加藤 真美 67-1221	加藤 隆 68-0068 石田 康雄 65-2390 岩島 康敏 68-6116				
		(略)	(略)					(略)	(略)						
S3-06-10-01	S-171	S3-06-10-01 災害援護資金の貸付対象・内容・条件					S3-06-10-01 災害援護資金の貸付対象・内容・条件								
		項目	内容				項目	内容							
		(略)	(略)				(略)	(略)							
		貸付条件	<input type="checkbox"/> 貸付期間 10年 <input type="checkbox"/> 保証人 <u>不要</u> <input type="checkbox"/> 貸付利率 _____年 0% <input type="checkbox"/> 償還方法 <u>年賦、半年賦、月賦等</u> <input type="checkbox"/> 違約金 延滞元金利額につき年 <u>5%</u>								貸付条件	<input type="checkbox"/> 貸付期間 10年 <input type="checkbox"/> 保証人 <u>1人</u> <input type="checkbox"/> 貸付利率 <u>保証人あり年0%</u> <u>保証人なし年1.5%</u> <input type="checkbox"/> 償還方法 <u>年賦等</u> <input type="checkbox"/> 違約金 延滞元金利額につき年 <u>10.75%</u>			
		(略)	(略)				(略)	(略)							
S3-06-10-02	S-172	S3-06-10-02 生活福祉資金の貸付対象・内容・条件					S3-06-10-02 生活福祉資金の貸付対象・内容・条件								
		項目	内容				項目	内容							
		(略)	(略)				(略)	(略)							
		<u>貸付限度額</u>	150万円				<u>資金の内容</u>	150万円							
		貸付条件	<input type="checkbox"/> 償還期間 7年以内				貸付条件	<input type="checkbox"/> 償還期間 7年以内							

		<input type="checkbox"/> 据置期間 6ヶ月以内 <input type="checkbox"/> 原則として借受人と別世帯の65歳未満で安定した収入のある連帯保証人を1名立てる必要がある。 <input type="checkbox"/> 貸付利率 保証人あり年0% 保証人なし年1.5% <input type="checkbox"/> 延滞利子 延滞元金利額につき年 <u>3%</u>	
	提出書類	<input type="checkbox"/> 借入希望者は、 <u>市社会福祉協議会又は、</u> 居住地を担当する民生委員・児童委員へ相談の上、 <u>次の書類を市社会福祉協議会</u> に提出する。 <ul style="list-style-type: none"> 借入申込書（用紙は市社会福祉協議会備付） 借受申込者および連帯保証人の資力がわかる書類（住民課税証明書、源泉徴収票、確定申告書等のいずれか）の写し その他世帯で収入のある方について収入が確認できる書類（年金通帳・パート給与明細書等） 官公庁が発行する被災証明書、経費見積書・カタログ等 <input type="checkbox"/> 書類は、原則として以下の系統で提出する。 <div style="text-align: center;">  <pre> graph LR A[借入希望者] --> B[市社会福祉協議会] B --> C[県社会福祉協議会] </pre> </div>	
		<input type="checkbox"/> 据置期間 6ヶ月以内 <input type="checkbox"/> 原則として借受人と別世帯の65歳未満で安定した収入のある連帯保証人を1名立てる必要がある。 <input type="checkbox"/> 貸付利率 保証人あり年0% 保証人なし年1.5% <input type="checkbox"/> 延滞利子 延滞元金利額につき年 <u>10.75%</u>	
	提出書類	<input type="checkbox"/> 借入希望者は <u>次の書類を作成し、</u> 居住地を担当する民生委員・児童委員_____に提出する。 <ul style="list-style-type: none"> 借入申込書（用紙は市社会福祉協議会備付） 借受申込者および連帯保証人の資力がわかる書類（住民課税証明書、源泉徴収票、確定申告書等のいずれか）の写し その他世帯で収入のある方について収入が確認できる書類（年金通帳・パート給与明細書等） 官公庁が発行する被災証明書、経費見積書・カタログ等 <input type="checkbox"/> 書類は、原則として以下の系統で提出する。 <div style="text-align: center;">  <pre> graph LR A[借入希望者] --> B[地区担当 民生委員 児童委員] B --> C[市社会福祉協議会] C --> D[県社会福祉協議会] </pre> </div>	
S3-06-10-03	S-173	S3-06-10-03 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付対象・内容・条件 <u>*別紙第14のとおり変更する。</u>	S3-06-10-03 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付対象・内容・条件

《令和3年度》 瑞浪市地域防災計画新旧対照表 【様式編】

修正箇所	修正案	現計画	備考
------	-----	-----	----

様式21号	F-24	様式21号 住家等一般被害状況等報告書 <u>*別紙第15のとおり変更する。</u>	様式21号 住家等一般被害状況等報告書	
様式41	F-49	様式41号 <u>罹</u> 災証明書（一般） <u>*別紙第16のとおり変更する。</u>	様式41号 <u>り</u> 災証明書（一般）	
様式59号	F-69	様式59号 入居誓約書 災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書 入居者（世帯主）住所 氏名 誓約立会人（民生委員）住所 氏名	様式59号 入居誓約書 災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書 入居者（世帯主）住所 氏名 誓約立会人（民生委員）住所 氏名	<u>印</u> <u>印</u>